



通達でいま指導しておるのが現状でございます。なお、相手方の資本の額がどういうふうに変わつておるかという御質問でござりますが、四十二年の三月と昨年の三月末を比較してみますと、これを相互銀行の取引先で調べたわけですが、これ大体資本の額が六割五分ふえておるわけでござります。一六五%にふえておる。それから信用金庫の場合でござりますと、相手方の中小企業の資本金の増加状況でござりますが六三%，一六三%に四年間で相手方の資本金が増加しておるという状況になつております。

○広沢委員 それではこの三機関について若干お伺いしておきたいと思うのですが、まず相互銀行の制度改正の問題、この中で、第二条では「一応外為業務を認める」となっておりますが、この意味するところを若干御説明いただきたいと思うのです。あわせて、やはりこれは相互銀行だけではなくて同じ機関としての信金もあるわけでありますから、信金の外為業務の要請もあるわけですが、相互銀行を認める趣旨からいえば同じような意味になると思うのですけれども、今回の場合にそれを見送っている理由は何なのか、その点お伺いしたい。

○吉田(太)政府委員 相互銀行に今回こういう御提案を申し上げましたのは、相互銀行が相手にしております企業の海外との取引状況がふえておるという実態がござります。これを貿易業者といううで押えてみますと、取引先の貿易業者の増加状況というのが、四十二年から四十七年、やはり五年間で七割増加しております。それからそれにに対する融資量は四倍になつておるというような実情でござります。特に、特定の地域、東京、大阪、神戸、福岡といったところではこれの増加状況がきわめて著しいということがございまして、相互銀行についても外國為替取引を認めていくことが適当な時期に来た、かように判断したわけですがあります。その背景には、相互銀行業界がそういう状況に応じてかねてから職員の訓練、経験等を富ます意味でいわば研修生を為替銀行に派遣いたし

まして、ここ四、五年の間にかなりそれが充実してきておるというようなことも一つの条件になつておるわけでございます。

信用金庫の場合も、まさに御指摘のように、こ

れも今後同様に考えていくべきではなかろうか、かように思つております。現段階においては信用

金庫の場合は、両がえ商というようなことを認められておるもののが百をこえております。こういうことを積み重ねまして、職員の訓練、経験を向上させるといふことが一つでございます。それから

もう一つは、現在信用金庫は東京銀行、為替専門銀行と特別の提携関係で為替の取り次ぎを行なっておりますと、おそらく信用金庫の中における外國業務というものの水準もだんだん上がつてくる。そ

の時にはやはり同様のことを考えるべきではなかろうか、かように考えております。

○広沢委員 そこでもう一点。いまの問題については、これは外為業務については、外為会計とそれから外國貿易管理法によりまして、いわゆる外為の公認銀行にならなければならぬ。これは大蔵大臣の認可によつてきめられるわけでありますけれども、その場合に相互銀行はすべてこれに該當するかどうかということはむずかしいと思うのであります。それは一つには経済全体のあり方がそ

ういう方向に向かつておる。中小企業というものがだんだん育つてき、あるいは大企業との格差が縮小していく、そういう形でこれから経済の

社会が進んでいくという実態がやはり背景にあるのではないかと、かように思つております。

○吉田(太)政府委員 まさに同質化ということは今後とも強くなつていくのではないかと私は思つております。それは一つには経済全体のあり方がそ

ういう方向に向かつておる。中小企業というものがだんだん育つてき、あるいは大企業との格差が縮小していく、そういう形でこれから経済の

社会が進んでいくという実態がやはり背景にあるのではないかと、かように思つております。

○吉田(太)政府委員 いまお話しのように、為替管理法の規定の中で、国際的な信用があること

が一点、それから内において外國為替取引を行なうに足る職員を有しておるということが一つの条件になつておるわけでございます。そういうこ

とからいたしますと、やはり認可を為替管理法の体系でいたしていく場合の基準といつしましては、外國為替の取り次ぎの実績、現在もやつておりますいはその相互銀行がござります地城におきま

す貿易取引の実情、あるいは貿易業者の数といつたことを基準としたいと考えております。いまのところ、まずこの法案が成立いたした暁で登記いたします場合には、十行未満のところから出発したい、かように考えております。

○広沢委員 それから今度は第十条の改正で、限度額が自己資本の一〇%から二〇%に拡大されま

すね。こういうふうにすべて考えておきますと、やはり普通銀行と相互銀行、いまいう十行ぐらいの大きな相互銀行といいますか、そういうものがだんだん、基本的な性格の問題はあるとしても、

同質化していくんじゃないかな、将来やはり情勢に基づいて手直しはやっていかなきやならないと思

うのですけれども、相互銀行の性格から考えても、そういうふうな状況になつていくんじやないかと思われるのですが、その点はどういうふうにお考

えになつておられるわけですか。

○吉田(太)政府委員 まさに同質化ということは今後とも強くなつていくのではないかと私は思つております。それは一つには経済全体のあり方がそ

ういう方向に向かつておる。中小企業というものがだんだん育つてき、あるいは大企業との格差が縮小していく、そういう形でこれから経済の

社会が進んでいくという実態がやはり背景にあるのではないかと、かように思つております。

○吉田(太)政府委員 まず相互銀行の一件当たりの貸し出しということで見てまいりますと、四十

三年くらいは約百万件の件数の貸し出しでござりますが、一件当たりが大体三百四十万程度とい

ます。それが、四十五年に至りますと、三百八十万から三百九十万という状況でございまして、ことしの三月にこれをとりますと、

件数にして百五十五万件の貸し出し先になつてお

るわけでございます。五割件数はふえております。

○吉田(太)政府委員 いまお話しのように、為替管理法の規定の中で、国際的な信用があること

が一点、それから内において外國為替取引を行

なうに足る職員を有しておるということが一つの条件になつておるわけでございます。そういうこ

とからいたしますと、やはり認可を為替管理法の

金融を中小金融機関のみに扱わせるということも

うか、かように考えておるわけでございます。そういう意味では、いま御指摘のように、同質化と

いうことは今後も避けられない方向ではなかろうか。

ただ、そのため、金融機関がそういうことに

いくあまり、先ほども御指摘がございましたよう

に、大口化あるいは上位シフトという傾向によつて中小金融がおろそかになつてはいけないというこ

とについてのおもしりを十分やつていくというこ

とがこれから必要なことではなかろうか、かよう

に考えております。

○吉田(太)政府委員 そこで、融資の限度額の問題につい

ては、これは資産の健全性の問題もありますし、

さらに融資を均てんしていくという問題もあります

かと思うのですが、そこで、いま相互銀行における融資の状況ですね、どういう状況になつているのか、一貸し出し先当たりの平均金額が非常に高くなつておられるわけですが、その点いかが

になります。それは、これまで実際に、この中で相銀としては、そ

れだけの要請に基づいて今度認めるわけでありま

すから、大体どれぐらいの範囲になるのか、そし

てまたその許可の基準というのはどこに置いてい

るのか、その点お聞かせ願います。

○吉田(太)政府委員 いまお話しのように、為

替管理法の規定の中で、国際的な信用があること

いけないということを限度にしておるわけでござります。それも法律との関係で、あまりそういう行政指導をきびしくするということともいかがかと存じますので、それをこえるものは全体の二割までに押えるように、そして八割までは五億円以下の融資を行なうようについてることもいかがかと存じます。もっともこの五億円という金額は、かなり高い金額でございまして、こういう金額が適用される相互銀行はそれほど多くはございません。むしろこの融資の法定限度が窮屈かどうかということを考えます場合に、適当な計数はございませんけれども、たとえば昨年の三月におきまして、資本金の一割という法定の融資限度の半分の融資をやつておるもののが全体の融資のどのくらいあるかということを調べてみると、大きいほうの銀行十行をとつてみますと、それが四%程度でござります。それから低いほうから十行をとつてみると、自己資本の一割のささらに半分以上をやつておる比較的大口というのが一八%程度、したがいまして、それ以下はむしろ自己資本に対する比率限度の半分以下のような融資をやつておる、かようになります。

○広沢委員 次に、全信連について若干お伺いしたいのですが、信金の親機関として、地域的な問題あるいは季節的な資金の需給関係を調整しているのが連合会なんですが、今回の改正で、員外預金の受け入れや、あるいは有価証券の払い込みの受け入れ、その他公庫の業務代理、そういうふうに一応なってきておるわけですが、こういう情勢の中での、全信連が独立した金融機関的な性格を持つてきているのではないかというふうに見られる向きもあるわけありますけれども、その点やはり信金法によれば、これはいまいう全信連の性格についてこういうような手直しがなるとするならば、やはりそれだけの一つの金融機関としての動きはやっておるわけですから、それぞれ信金を会員としてそういう運用をやっておるわけですから、い

○吉田(太)政府委員 信用金庫のいわば中央機関と申しますか、中央銀行というような形で全信連が機能するが、これが何より立っていくことは、制度のあり方として望ましくないと考えております。現在もそういう心配があるのでなかなかという御懸念でござりますが、現在のところは、むしろ信用金庫の資金の運用についての調整を行なうことに主眼を置いてやつておるようでございます。たとえば金融が緩和してコールレートが低下するときには、むしろ全信連にこれを吸い上げて、全信連で統一運用をする。それから金融が逼迫してまいりますと、全信連のほうで資金の比較的余った地域から逼迫したところへ金を流すという形で機能しておられるのが実態かと存じます。特に今回の改正につきましては、むしろどちらかと申しますと、中小の小さな信用金庫がやれないことを補完する意味で、むしろ中小の信用金庫のためにその機能を強化していくのがねらいでございまして、そういう意味からいたしましても、全信連の性格ということを、御指摘のようなことのないよう今後ともやっていきたいと思っております。

なお、三十名でございますが、全信連の役員というものがいる。これが信用金庫の理事長さんでやられておるということが制度的にも歯どめになるのではないか、かように考えております。

○広沢委員 信金の卒業生金融という名前のついたのがありますね。この卒業生金融についてでありますけれども、一応いままでは会員としてそれだけ大きく育ってきた分が、これから限度額をこえることになつて、いわゆる卒業生金融として今後も今までの状態を一定期間続けようといふことになつておるわけですが、これは五年と

か一応年限を付してその間の中ににおいて打ち切るということになつておるようでござりますが、やはりこういう卒業生金融という一つの現状に即して変わらなければならぬという立場はわかるのですが、こういうようなことを考えてみますと、やはり小口員外貸し出しについても総貸し出しの二〇%程度で押えてきておるわけですね。それを認めているということになれば、これは卒業生金融についてもやはり五年とかそういう年限でなくて、これはやはり信金とのかね合いにおいて、それだけの取引をし、それだけの成長をしてきたのですから、それはその範囲内で考えられないのか、五年なら五年やつたあとで打ち切つてしまつて、ということにしておるということについては、ちよつと矛盾があるような感じがするわけですね。それは員外貸し出しの二〇%を全然考えていないならば、これは一応一定期間便法的にそういう方法をとるものもしかるべきかと思うわけですが、それによつて今度はいわゆる上位のシフトをするのではないかという問題は出でますけれども、それは総貸し出しの二〇%で押えてあるという意味からすれば、八〇%はやはりその対象は零細中小企業に対してのワク、範囲というものはとつてあるわけでありますから、その制度を認めていることからいふと、この意味合いが少し感じが違うのではないかと思われるのですが、その点はどう考へておられますか。

のために、いわば員外貸し出しという形で認めたのがこの制度でございます。それで信用金庫制度といふものの格をどこまで、どういうように考えらるかというところが非常にむずかしいことでござります。預金は一般大衆から集めるが、貸し出しへはあくまでも会員のための相互組織である、そういう考え方方にのっとて信用金庫が総代行会というような制度で運用されているということも一つの金融制度の特色でござりますので、この員外貸し出しをどう考えていくか、あるいはいま御指摘の卒業生金融ということをどう考えていくかということは非常にむずかしい問題で、今後とも研究をしていかないといけないとは思います。ただ、もしも今回の法律の改正が実現いたしますれば、現在の取引中の卒業生のうち約六割近くが会員資格が回復されるということになっておるわけございまして、そういう意味からいたしますと、残りの数は約八十七企業という程度でございまして、実際問題としての支障はますなからうか、現段階においてはやはりこういう歯どめといふものが、むしろ大口化していく上位シフトをしていくことに対する歯どめになるのではないかうか、かように考えております。

から、当然これは問題になつてくるのじやないかと思ひますが、その点大口化していくことに対する歯どめとしてはこれは私は賛成なんで、考へておかなければならぬ問題ですけれども、ただその問題外に、こういう制度の中で考へた場合にちよつと矛盾があるのじやないかと思われるのですが、その点はいま申し上げたように員外貸し出しを総額で押えてありますので、卒業生金融もその中に含めて考へられているはずなんですね。ですからその点はいかがですか。

○吉田(太)政府委員 確かに一つのお考へとして私ども同様に考へる面がございます。ただその辺は私どもの判断の問題といたしまして、二〇%の中でも、えとして卒業生金融の場合には比較的金額が多くなるざるを得ない、それが小口貸し出しを圧迫しはしないかといふことをむしろ私のほうとしては心配したのが現在の扱いをしておる理由でございます。

なお、前回四十二年の答申におきまして、この問題をどうすべきかという場合に意見があつたものとして、比較的多かつた意見といたしましては、卒業をしていくような企業といふものはどうしても力がついておるわけであって、そういう企業については自然に金融の道がついていくのではなかろうか、したがつて卒業生金融というのについてはまあほどほどに考へるべきではなかろうかといふことも、私どもの判断に一つの影響をしたわけでござります。この辺のところは、現実の問題といたしましてはいま申し上げたようなところでございますが、長期的な問題としては今後とも研究はしていかないといけないとは思つております。

○広沢委員 大体都銀とかあるいは地銀とかあるいは相銀、信金、信組といふようにそれぞれの機関の今までのあり方の中で、経済の中で各金融機関の占めているシェアといふものは、いまから始まつたわけじやないので、からもう大体きまつてきていると思うのですね、多少の移動はあつたとしても。ですから、そういう考え方からする

と、いままでの取引、それだけのシェアの中で考へるという考え方も出てこなければならないと思ふのですよ。ですから、一応区切りをつけて、ここまで来れば卒業して、ここまで来れば上位銀行に回つてというふうなことも、それは制度の中では一応考へるべきことでしようが、マクロ的に考へた場合は、もう大体都銀のシェアあるいは地銀のシェアというふうに、経済の状況によつては多少の変わりがありますけれども、シェアといふものはきまつてきていいと思うのです。そのシェアの中で信金にせよ信組にせよ相銀にせよ、それぞれ大中小いろいろなそれを育成して健全なものに持つていこうという考へ方を持つておるわけですから、そういう意味から考へていつても、やはりいま私が申し上げた問題と、いふのは、一応今後考へるべき問題ではなかろうか。一応私は、大口化したり、あるいは小さい中小企業に対する切り捨てになるとか、あるいはそれにはあまり恩典がない機関としての基本的な問題になりますので、そういう傾向はこれは気をつけなければなりませんけれども、機関の健全性から考へていつても、やはりいまようになるというの、これは中小企業金融ではないようになりますので、そういう問題をどう結びつかかといふべき問題になります。そこで、機関にするかという議論もあつたようですが、そういうこともかね合わせて考へてみますと、この問題についてはどういうふうに将来の問題として考へておるのか、お伺いしたいと思います。

○吉田(太)政府委員 確かに長い目で見た将来の金融制度のあり方と、それから現実のこの御提案申し上げておるものとがどう結びつかかといふことは、一つ非常に大きな問題だらうと思います。ただ今回の御提案の趣旨そのものは、そういう大きな問題に対し一步を踏み出すという趣旨ではございませんで、むしろ非常に封鎖的な会員組織の協同体がその与信業務を十分行ない得るためには、その本質を変えない程度の資金吸収を与えていくことが現段階としてはむしろ必要ではなかろうか、かようなところから、いわば農協その他の類似の組合並みにこれを合わせたというのが趣旨でござります。

長い将来の問題といたしまして、そういうわけでございまして、現実的な立場といたしましては、この御提案申し上げておる程度のことは、そういう両者の金融機関の性格が今後非常に大きく変わつていくことをむしろ意図したという趣旨ではないことをぜひ御了承いただきたいと考えております。

○広沢委員 それでは法案関係から少し離れまして、これから金融政策とそれに伴う中小企業の対策、それから消費者ローン、住宅ローンの問題について若干お伺いしていただきたいと思います。

金融当局は現在、景気が過熱するという一つの想定、それからまたインフレ抑制ということに主眼を置いて、一応金融引き締め政策をとっているわけですから、一月と三月における預金準備率の引き上げ、それから窓口規制の問題、これは今次最大の問題になつてしまつた過剰流動性をまず吸収しなければならないという面に金融引き締め政策の主眼が置かれておつたわけであります。しかしながら、四月一日におけるいわゆる公定歩合の引き上げというのは、総需要を抑制しなければならない、こういうことに主眼が置かれてきているわけですね。それと同時に、今までと変わつたところでは、いままで大体都銀がそういう対象になつてきておつたわけでありますけれども、いわゆる地方銀行にしても長期信用銀行にしてもあるいは信託銀行並びに中小企業専門機関である相互銀行から預金に至るまで、窓口の規制というもののについての個別指導が行なわれるというようなことがありますから、物価に対する抑制をしていくための金融引き締めとしては当然きびしくやつて、物価安定が金融だけできるとは思いませんけれども、そういうふうな政策をとることがむしろ当然であろうと思われます。

その中において、こういう総体的な総需要抑制という引き締めが行なわれると、しがつてしませんけれども、そういうふうな政策をとることがむしろ当然であると思われます。

その中において、こういう総体的な総需要抑制という引き締めが行なわれると、しがつてしませんけれども、そういうふうな政策をとることがむしろ当然であると思われます。

どういう方向でこれを考えていくのか。やはり物価の関係から考えると、これは当然、今回の引き締めだけではなくて、動向によつてはまださらに強化しなければならないという向きも出ないとは限りません。

ただ、今日の景気の対策としては、昔のように単なる金融政策だけではなくて、要するに財政、金融のミックスした形、いわゆるポリシー・ミックスということで考えていかなければなりませんが、予算編成のときにも問題になつておりますように、財政、予算が大型化しているわけですね。その中で、トリレンマ何だからだという問題がありました。片方ではいかにこれをうまく組み合わせようとも、予算が大型化していくということそれ自体は、公共事業を主体とした大型化でありますけれども、一方においてはそうしながら、片方においては物価抑制、金融引き締めをどんどん強化していくということになりますと、勢い弱いほうにしわ寄せがくるという今までのパターンが何ら変わつていいという状況が、今日においても出でるわけですね。ですから、先日の新聞にもちょっとと載つておりますけれども、公共事業の繰り延べなんということも言っております。

しかしながら、いまやはりこういうような引き締めが強化されてきているといふ状況の中で、その中小企業の対策を具体的にどういうふうに考えておられるのか、その点まず最初にお伺いしておきたいと思うのです。

○吉田(太)政府委員 中小企業全体の対策につい

ては、後ほど中小企業庁からお答えがあらうかと

も思いますが、私どもが金融面を通じまして特に

注意しておきたいと思ひますことは、まず民間金

融機関における中小企業向け貸し出しといふもの

の比率が低下しないようにといふことが一つの関

心事項でございます。この辺の計数は、最近のと

ころはわかつておりますが、得られる限りの数

字で見ます限りは、都市銀行におきましても、中

小企業に対する貸し出しの比率といふものは下が

るよりはむしろ上がつておるという状況でござります。それから相互銀行、信用金庫といったところにつきましては、むしろ預金の伸びが非常によ

いといふ状況から、これに対する貸し出しといふ

ことはそう減らないのではないか、かように考

ております。

日本銀行で行なつております窓口指導につきましても、都市銀行は前年同期の一六%減といふよううなきびしいワクを与えておるわけでございますが、地方銀行は大体前年並み、相互銀行につきましては大体前年よりも多少上回る程度、一・五%

ぐらい上回るワクでやつておるというのが状況でござります。それから信用金庫につきましては、

ごく大きな、相互銀行とか地方銀行と匹敵するよ

うな信用金庫十数行について、ワクは与えません

が指導しておりますというのが実情でござりますの

で、そういう意味からいたしますと、中小金融機

関全体の貸し出しは従来から見てそう激変といふ

ことは起こらないのではないか、かように考へて

おります。

そういう状況がやはり出てまいりますのは、たとえば中小企業の倒産の状況でございますとか、あるいは企業金融の信用の変化というようなことを今後十分注意していきたいと思いますが、現在までのところは、マクロの問題としては比較的大きな変化が起つてないというふうに考えております。これは一つには、やはり従来の大企業に非常に片寄った金融といふものが、これから経済社会の中ではなかなか一般大衆の協力も得られない、どうしても中小企業あるいは大衆と密着していく形でいかざるを得ないといふ気持ちが金融機関サイドに非常に強いといふことも基本的にあります。これは一つには、やはり窓口の規制といふことで、金融のほうもそちらのほうにウエートを置いて考へてきているので、いまのようになつてきているのではなく、いかにも今まで横ばいだったものが多少これから景気上昇の過程において設備投資のほうに動き始めているといふことも出てきているわけとして、そういうなつてくると、いままでのパターンから考えると、やはりこれは民間の金融機関ですから、効率的な方向に動こうといふのは今までにもあつたこととして、そういうふうな動きが出てくるのではないかと思われるわけです。

ですから、いま言われるようなことでは、大体現実の状況がそういうことだから、そういう向きにもなつてきているから、あまり心配ないんじや

ないかと言うのですが、それはそうじやないと思

うのです。これだけのきびしい規制をやつしていく

というのであれば、やはり中小企業の対策についても段階の考え方を持っていかなければ、あるい

は格差の問題が絶えず問題になり中小企業の育成

だ、何だんだ言いながら、絶えず金融引き締め

あつたように前年同期に比べて一六%低い水準に

押えるというきびしい窓口規制になつてきている

わけです。ですから、そういうことから考へる

ところ、これからそういう状況が顕著に出でてくる

ことはどう減らないのではないか、かように考

えています。

日本銀行で行なつております窓口指導につきましても、都市銀行は前年同期の一六%減といふよううなきびしいワクを与えておるわけでございますが、地方銀行は大体前年並み、相互銀行につきましては大体前年よりも多少上回る程度、一・五%

ぐらい上回るワクでやつておるというのが状況でござります。それから信用金庫につきましては、

ごく大きな、相互銀行とか地方銀行と匹敵するよ

うな信用金庫十数行について、ワクは与えません

が指導しておりますのが実情でござりますの

で、そういう意味からいたしますと、中小金融機

関全体の貸し出しは従来から見てそう激変といふ

ことは起こらないのではないか、かように考へて

おります。

そういう状況がやはり出てまいりますのは、た

とえば中小企業の倒産の状況でございますとか、あるいは企業金融の信用の変化というようなことを今後十分注意していきたいと思いますが、現在までのところは、マクロの問題としては比較的大きな変化が起つてないというふうに考えております。これは一つには、やはり従来の大企業に非常に片寄った金融といふものが、これから経済社会の中ではなかなか一般大衆の協力も得られない、どうしても中小企業あるいは大衆と密着していく形でいかざるを得ないといふ気持ちが金融機関サイドに非常に強いといふことで、金融のほうもそちらのほうにウエートを置いて考へてきているので、いまのようになつてきているのではなく、いかにも今まで横ばいだったものが多少これから景気上昇の過程において設備投資のほうに動き始めているといふことも出てきているわけとして、そういうなつてくると、いままでのパターンから考えると、やはりこれは民間の金融機関ですから、効率的な方向に動こうといふのは今までにもあつたこととして、そういうふうな動きが出てくるのではないかと思われるわけです。

特にこの金融引き締めの過程から考へてみまし

ても、今回の引き締めが過剰流動性を吸収すると

いうことから始まって、そしていわゆる土地だと

いうか、窓口規制というものがやらされている

わけとして、確かに今次中小企業の製造業です

か、その設備投資的なものが相当上向きになつ

てきているということで、金融のほうもそちらの

ほうにウエートを置いて考へてきているので、い

まのようになつてきているのではなく、いかにも今まで横ばいだったものが多少これから景気上昇の過程において設備投資のほうに動き始めているといふことも出てきているわけとして、そういうなつてくると、いままでのパターンから考へると、やはりこれは民間の金融機関ですから、効率的な方向に動こうといふのは今までにもあつたこととして、そういうふうな動きが出てくるのではないかと思われるわけです。

特にこの金融引き締めの過程から考へてみまし

ても、今回の引き締めが過剰流動性を吸収すると

いうことから始まって、そしていわゆる土地だと

いうことはわかるのですけれども、やはり民間

の金融機関についてもその点は十分に配慮するよ

うな対策が講じられてしかるべきじやなかろうか

と思うのです。

いま御説明になつたのは、いわゆる金融が緩和

され、それから過剰流動性の問題が問題になつ

て、第一次の引き上げをやつた段階において、第

一回は同期に比べて一三%増に押えるという形を

とつておつたわけですから、その点から考へる

と、今回の場合においては、相当今後において問

題が出てくるのじやなかろうかと思うのですよ。

いま御説明になつたのは、いわゆる金融が緩和

され、それから過剰流動性の問題が

に対する影響というものはどういうふうに出てくるかということは非常に私どもも注意しておるわけでございます。

基本的な姿勢といたしまして、中小企業金融といふものの疎通のためにはできるだけのことをやつしていくということはもう申し上げるまでもないことでございます。ただ、具体的なそのために対策を用意しておくべきではなかろうかということにつきましては、これは一つは政府機関を通ずる一つの対策がございましょう。それからもう一つは、民間の金融機関の金の流れでそういう規制をすべきではなかろうかということは、確かに考え方として私どもも傾聴すべきだらうとは思いますが、何ぶん金融の、次回に説法でございますが、なかなか質的規制と申しましようか、対症的規制ということは金融の性格からいって非常にむずかしくしり抜けになる。全体の景気調整策全体を成功させていく、そういう前提の中でどれだけのことがやれるかとなりますと、非常にむずかしい問題がございます。もちろん検討事項ではございませんが、しかしながらこれは実際問題としてはむずかしいということを特に断わりせざるを得ないと思います。

○広沢委員 むずかしいということだけじゃ困るわけですから、そこで私は、もう少し笑つ込んで住宅ローンの問題について、過般來問題になつておりますので、お伺いしておきたいと思うのですが、一応日銀もあるいは大蔵当局も住宅ローンについては今回の公定歩合の引き上げで金利が引き上がるということの中、やはり住宅ローンの金利は据え置こうということに一応なつてゐるわけですね。しかしながら、それだけで住宅ローンの今日需要に対し十分なるおこたえができるかというと、むしろこれは先ほど申し上げたような理由から、どうしてもそういう面にもしわ寄せがいかなければならぬのじやないだらうか。

過去一年間くらい考えてみますと、大体住宅を建てたいという人がそれぞれの窓口で金融の申し

込みをすると、ほとんど満額に近い貸し出しを受けているわけですから、現実は、今日になりますと、そうではなくて、相当、件数としては一応住宅政策ということも兼ね合わせ、あるいは当局の指導もあってそれぞれ考へるのでしょうけれども、総額においてやはり縮めの影響を受け削減されているということが如実に出てきているわけですね。ですから、やはりこれはすべてがこれから企業優先から福祉優先へということで考えていかなければならぬときが来ているわけであります。ですから、やはり金融に関しても福祉充実の方向に金融のウエートというのも置いて基本的に考へていかなければならぬときが来ているわけですね。

ですから、当然この一つのあらわれであります住宅ローンについては、これは大衆に還元するという意味から考へていっても、やはり十分なる資金の手当てをしていかなければならぬのじやないかと思いますけれども、実際皆さんは方でつかんでいらっしゃる実態というものはどういうふうになつてているのか、そしてそれに対してどういう対策を講じていこうと考えているのか、まず総括的にお伺いしておきたいと思います。

○吉田(太)政府委員 今度の一六%減の総貸し出しの規制、これは都市銀行の場合でござりますが、これの中で一体四一六で住宅ローンにどれだけ各都市銀行が向けるのかという計画を聽取したわけがございます。そういたしますと、その数字は千六百八十億、約千七百億を住宅ローンにさくう、こういう計画になつております。これは全体の貸し出しの増加額約一兆足らず、九千八百億のワクの中で一七%というシェアになつております。これは非常に高いシェアでございまして、昨年の同期は住宅ローンに向けられた金額は六百億でござります。その貸し出し中のシェアは五・一%である。むしろこの千七百億弱の数字というのは十月から十二月あるいは一・三月の数字をそのまま減らさないという計画を都市銀行は、これは銀行によつてもちろん経営方針がございますので達成

いますが、総体としてはこういう数字を示しておられます。

ただ問題は、この金額だけではたして現在の住宅ローンの需要にこたえられるかどうかということがあります。私は、現在の規制の中にあるうかと思います。私は、現在の規制の中の一七%の資金をこれにさいていこうといふことは相当の努力として評価してかかるべきではなかろうか。全体が一六%減らしておる中でこれを維持していくことは相当の努力であるうと考えますが、しかし住宅ローンそのものの需要が非常に増加しておるということも事実でございます。

これは一つには不動産融資に対する規制を非常に金融面でも強めてまいりました。それはね返りの面がございまして、従来は不動産業者がローンというかつこうで融資しておったのを、それをしぼつたために銀行の窓口に殺到しておるということでございまして、この辺のところは、将来の問題としては長い目でやはりそういうことも兼ね合はれて考へていかなくてはいけない、かよう考へております。

しかし、何と申しましても住宅ローンに向けるべき原資をいかにして調達させていかかといふことが大事な今後の研究課題でございまして、それが一つでございます。

それからもう一つは、現在住宅金融会社というのを、こういう事態のために備えてかねて発足しておるわけがございます。この住宅金融会社が十分疎通するようとにいうことの育成を考へていくべきではなかろうか、かよう考へております。そういう意味からいたしまして、この住宅金融会社は、これは資格は貸し金業でございますが、大蔵省の直轄にすることに先般きめまして、そしてこの住宅金融会社の資金手当についてもいま検討しておるわけでございまして、金融制度調査会の住宅金融部会で秋口までには何らかの結論を出したい、かように考へております。

○広沢委員 その住宅金融会社ですが、その融資申し込みの現状は、これは報道されてもおりますが、大体月に八十億をこえているのに、同社が金

融機関から調達できる資金というものはわずか月に五十億くらいしかない。三十億くらいはお断わりしているのだといふ現実がいわれているのですね。やはり急速に住宅資金需要が伸びてきたといふこともあると思います。現実に住宅ローンを考へますと、約二倍近くの増になつてきております。

ただ問題は、この金額だけではたして現在の住宅ローンの需要にこたえられるかどうかといふことは、相手の努力として評価してかかるべきではなかろうか。全体が一六%減らしておる中でこれを維持していくことは相当の努力であるうと考えますが、しかし住宅ローンそのものの需要が非常に増加しておるということも事実でございます。

これは不動産業ではなく、いわゆる建て売り住宅をどんどんやつていいきたいというわけで土地も買いたいということがあるわけですね。そういうことを専門にしている会社もある。ですから、住宅政策の中で考へいくと、個人的な住宅ローンの問題とそれと兼ね合わせて考へていかなければならぬと思うのですね。やはり個人で建て得ないといふ者は、そういうような会社で一括して土地を購保し、それに家を建てて、これは同じような規格で建てていけば、非常にコストも安くつくのじやないか、そういうようなわけで、それを希望している人も多いわけです。そういう意味から考へると、やはり何か全体のワクの中でこういう福祉重点という考え方から考へるならば、住宅ローン、そういうような資金というものは別ワクで何とか考へるような方法をやつていかなければならぬのじやなかろうか。そういった中で、都市銀行のほうでは中期預金なんという問題を出していくいろいろ論議になつておるようあります。そういう考え方もいろいろな議論もありますが、きょうは触れませんけれども、しかしそういった住宅ローンについての別ワクの考え方を持つべきではなかろうかと思うのですが、その点どういうふうに考へておられるのか。

いまおっしゃったように、住宅金融会社というのはこれは直轄にして融資を考へて、それを専門に一つの窓口にしていこうという考へはあると思

うのですが、これだけではどうにもならない思  
うので、やはり一般の銀行においてもその点の考  
え方というかやり方をこれは基本的に考え方直すべ  
き時期に来ている。その一つのあらわれが、先ほ  
ど言つたようなわゆる中期預金の問題を何とか  
しなければならぬとかといふことも問題になつて  
くると思うので、その点も兼ね合わせてどう考え  
ておるのか。

ただ住宅金融会社だけじゃなくて、住宅金融公  
庫というのもあるわけですが、しかし、これだつ  
て希望に沿つて満額を貸しておるのじやなくて、  
だんだんに、いままでは何分の一か貸している、  
あるいは土地は認めなかつたものを認めるようにな  
つたとか、変化はしているのですが、十分じや  
ないのですね。それと銀行と合わせた形で満額借  
りて何とかしようというが、今日の傾向として  
出てきておるわけですから、そういう面から考え  
ていくと、これに対する考え方方はもう少し具体的  
な方策を立てる必要があるのじやないかと考えて  
おります。その点、お伺いして、一応終わりにし  
たいと思います。

○吉田(太)政府委員 確かに住宅を個人に建てて

いたぐための形が住宅ローンだけではなくて、  
やはり住宅産業全体としての金融の疎通という問  
題が一つの大きな基本的条件として研究に値する  
問題だらうと思います。この辺のところは、現在  
の不動産業に対する融資というのかきわめて一律  
規制という形でやつておる問題に対しても議論は  
あるうかと思います。これについては、何らかの  
形でんとうに家が建っていくための金融と、そ  
うでない金融とを見分けるような必要では  
なかろうかと考えておりまして、建設省にも、た  
とえば証明制度、あるいは地方公共団体が、この  
不動産業はこういう宅地で上に家を建てておら  
れるから、この金融は証明しますというようなこ  
とにれば一番いいんではないかということで検  
討をお願いしておるわけあります。

ただ、そもそもその不動産業者に対する融資を

規制していくことが、いわば対症療法と申します

か、あるいは非常措置でござりますので、あまり  
こういう措置が長続きしていくこと自身が、全体  
的に住宅政策に寄与するかどうかということは、  
これは非常に問題だと思います。そういう意味から  
いたしましたと、やはりああいう住宅ロー  
ン、不動産業の規制そのものについても、もう規  
制が撤廃できる時期が早く来たいものだと考えて  
おりますが、現在のところはなかなかそういう状  
況になつてない。そういうことからいたします  
と、先ほど申し上げましたような何らかの証明制  
度というのもも短期間ではあるが必要ではない  
か、こういうことでいま検討しておるわけでござ  
います。

それから、住宅金融に向けられるべき金を何ら  
かの形で確保すべきでないかという御指摘につき  
ましては、現在競争金融制度調査会で御審議をい  
ただいております。そのときには、大体現在まで  
は各界のいろいろの提案がございました。たとえ  
ば中期預金もその提案でございます。あるいは抵  
当債券という形で住宅金融会社が債券を出したい  
という希望もござります。それからその他住宅  
ローン債権信託という形で、受益証券という形で  
資金を吸収していくという形については、試験的  
に間もなく実施されようとしているということで  
ござります。外国の制度などの中、いま御指摘  
の住宅公庫に類するような政府機関を通ずる一つ  
の住宅公庫に類するようなことを含めて、これから  
研究する段階に入つておるわけでござります。そ  
ういう意味では、現在のところ特に具体的に申し  
上げる策を持ち合わせてないのははははだ恐縮で  
ございますが、御質問の趣旨に沿つた形で努力し  
ておるということで御承いただきたいと思いま  
す。

○鴨田委員長 内海清君。

○内海(清)委員 すでに同僚の委員諸君からいろ  
いろ御質問がありました。なおかつ時間がかなり  
詰まつておるようありますので、できるだけ簡  
単に御質問申し上げたいと思います。

昨日来からのいろいろ質問でも、いまの金融の  
状況、こういうことから考えまして、中小企業の  
金融制度につきましてはきわめて多くの問題があ  
ると思うのであります。できるだけ重複を避けて  
改善というものは非常に立ちおくれておるのじや  
ないかというふうに見ておるわけで、その点につ  
いての御見解をひとつ伺いたいと思います。

○吉田(太)政府委員 広範な問題でござりますの  
で、簡単にお答えしていって、補足させていただ  
きたいと思います。

まず、合理化状況はどうかということでございま  
すが、相互銀行、信用金庫のコストの推移とい  
うものは非常に著しいものがござります。資金のコ  
ストは、相互銀行の場合でござりますと、ここ十  
年間に、いままでは七・五%であったのがもう七  
%を切つて六・九%になつておるという状況でござ  
います。信用金庫は三十七年ぐらいでございま

か、あるいは非常措置でござりますので、あまり  
問題なんですね。景気が非常に上向いてきている  
のに住宅政策に寄与するかどうかということは、  
これは非常に問題だと思います。そういう意

味からいたしますと、やはりああいう住宅ロー

ン、不動産業の規制そのものについても、もう規

制が撤廃できる時期が早く来たいものだと考えて  
おりますが、現在のところはなかなかそういう状  
況になつてない。そういうことからいたします  
と、先ほど申し上げましたような何らかの証明制  
度というのもも短期間ではあるが必要ではない  
か、こういうことでいま検討しておるわけでござ  
います。

それから、住宅金融に向けられるべき金を何ら  
かの形で確保すべきでないかという御指摘につき  
ましては、現在競争金融制度調査会で御審議をい  
ただいております。そのときには、大体現在まで  
は各界のいろいろの提案がございました。たとえ  
ば中期預金もその提案でございます。あるいは抵  
当債券という形で住宅金融会社が債券を出したい  
という希望もござります。それからその他住宅  
ローン債権信託という形で、受益証券という形で  
資金を吸収していくという形については、試験的  
に間もなく実施されようとしているということで  
ござります。外国の制度などの中、いま御指摘  
の住宅公庫に類するような政府機関を通ずる一つ  
の住宅公庫に類するようなことを含めて、これから  
研究する段階に入つておるわけでござります。そ  
ういう意味では、現在のところ特に具体的に申し  
上げる策を持ち合わせてないのははははだ恐縮で  
ございますが、御質問の趣旨に沿つた形で努力し  
ておるということで御承いただきたいと思いま  
す。

○鴨田委員長 内海清君。

○内海(清)委員 すでに同僚の委員諸君からいろ  
いろ御質問がありました。なおかつ時間がかなり  
詰まつておるようありますので、できるだけ簡  
単に御質問申し上げたいと思います。

昨日来からのいろいろ質問でも、いまの金融の  
状況、こういうことから考えまして、中小企業の  
金融制度につきましてはきわめて多くの問題があ  
ると思うのであります。できるだけ重複を避けて  
改善というものは非常に立ちおくれておるのじや  
ないかというふうに見ておるわけで、その点につ  
いての御見解をひとつ伺いたいと思います。

○吉田(太)政府委員 広範な問題でござりますの  
で、簡単にお答えしていって、補足させていただ  
きたいと思います。

まず、合理化状況はどうかということでございま  
すが、相互銀行、信用金庫のコストの推移とい  
うものは非常に著しいものがござります。資金のコ  
ストは、相互銀行の場合でござりますと、ここ十  
年間に、いままでは七・五%であったのがもう七  
%を切つて六・九%になつておるという状況でござ  
います。信用金庫は三十七年ぐらいでございま

すと七・五%ぐらい、それがやはり五百ぐらいの信用金庫全体を平均いたしましても、もう七%になつてゐるということでございます。その幅は約〇・五、六%下がつておるわけでございます。都市銀行が同じような時期には〇・〇七%、地方銀行が〇・三%のコストの低下をしておるのに比べますと、その低下率といふものは相当著しいものがあるのではないかか、かように考えております。

何ぶん、もう御承知のように、中小金融機関は、どういたしましても非常に手数がかかる仕事をやつておる問題あるいは貯蓄専門の金融機関としての性格が強かつたというようなことから、定期性預金の割合が非常に高いというようなことから、さらコストが割り高にならざるを得ないことはございますが、各行並みの努力をしておると考えております。

それから、御指摘のコンピューターなんかの導入状況でござりますが、相互銀行の場合でございまして少資料が古いのですが、昨年の五月現在で四十五行がコンピューター導入しております。信用金庫の場合だと、四百を上回る信用金庫の中で二百十二行がコンピューター導入しております。信用組合はまだそこまでいっておりませんが、それでも四十六組合がコンピューターを入れておるという状況でございます。

そのほか、相互銀行の場合にはやはり業務の提携といふことが活発でございまして、普通預金を相互に受け払いしているとか計算の委託をしておる、共同研修あるいは協調融資というようなことをやつております。信用金庫の場合も、ほぼ相互銀行と同様の状況で、業務提携ということにかなり前向きに取り組んでおるようございます。なお、合併転換ということにつきましては、合併が実行済みのものは全体で七八八行、いま話が進んでまとまつたのが一行という状況でございます。

そのほか、相互銀行から普通銀行に一件転換、信用組合から相互銀行に転換したのが一行、信用

組合から信用金庫に三金庫が転換しております。合計五つの金融機関がその種類を変えたというのが現状でございます。

○内海(清)委員 いまのお話を聞きますと、かなりこの整備改善が進んでおるということであると思ひますが、従来いわゆる都市銀行その他の銀行に比べて非常にくれておっただけに、今日相当の進展を見てもこの問題はなお不十分であろうといふうに考へるのであります。したがつて今後、中小企業専門の金融機関としてやります以上、ことに現在の状況からいえば、中小企業での金融につきましては多くの問題があるだけに、これが一そう早急に整備されていかなければならぬのじやなかろうかというふうに考へるわけであります。ですから、この問題につきましては、これらの金融機関の機能の整備改善ということにより一そうの努力をしていただきなければならぬ、これをひとつ強く希望しておきたいと思うのです。

それから第二点であります。今回のこの御提案は、相互銀行、信用金庫、あるいは信用協同組合、こういうふうなもののそれぞれの業務範囲の拡大を意図しておるものであります。この点はよく理解できるのであります。全国銀行との比較におきまして、政府は信用金庫、信用組合等の機能をどういう方向に発展させようというふうに意図されておるのであるうか、こういうふうな一つの疑問を持つわけであります。

全国銀行は中小企業も営業の対象としておりまることは御承知のとおりであります。ところが、相互銀行、信用金庫、それから信用組合といふものは、対象を中小企業に限定されておるのであります。昨年のような非常な金融緩和の時期におきましては、全国銀行は中小企業向けの金融にも非常に進出していった。これはまぎれもない事実であります。そのことがまた中小企業の専門金融機関をはなだしく圧迫してきたのも現実であります。

そして全国銀行は、中小企業に対しまして融資範囲を拡大しておきながら、その後になりまして、いわゆる今回の窓口規制ということが出てき

たわけであります。こうなつてしまりますと、金融の引き締めに一転いたしまして、中小企業はほとんど顧みられない、こういうような状況になつてきて、このことがまた中小企業そのものを非常に苦しい状態に追いやつておる、こういうことであると思ひますが、従来いわゆる都市銀行その他の銀行に比べて非常にくれておっただけに、今日相当に比べて非常にくれておっただけに、今日相当の進展を見てもこの問題はなお不十分であろうといふうに考へるのであります。したがつて今後、中小企業専門の金融機関としてやります以上、ことに現在の状況からいえば、中小企業での金融につきましては多くの問題があるだけに、これが一そう早急に整備されていかなければならぬのじやなかろうかというふうに考へるわけであります。ですから、この問題につきましては、これらの金融機関の機能の整備改善ということにより一そうの努力をしていただきなければならぬ、これをひとつ強く希望しておきたいと思うのです。

したがつて、今回の改正にあたりまして、このようないくつもつてどういうふうな配慮が行なわれておるのか、そういう点をまずお伺いいたしたいと思うであります。

○吉田(太)政府委員 確かに引き締め下になると、中小企業のよう弱いところが最初にしわ寄せを受けるという現象が過去にあつたわけでござります。今回そういうことのないようとにかくござります。最近の新しい資料はまだ集計が出ておりませんが、従来までの引き締め下の初めの数ヶ月間にいきたいということを考へるわけでござります。私が決意を新たにしてそういうことをやつておきたいというふうなことを考へるわけでござります。最近の新しい資料はまだ集計が出ておりませんが、従来までの引き締め下の初めの数ヶ月間にいきたいというふうなことをやつておきたいといふふうなことを考へるわけでござります。

全国銀行は中小企業も営業の対象としておりまることは御承知のとおりであります。ところが、相互銀行、信用金庫、それから信用組合といふものは、対象を中小企業に限定されておるのであります。昨年のような非常な金融緩和の時期におきましては、全国銀行は中小企業向けの金融にも非常に進出していった。これはまぎれもない事実であります。そのことがまた中小企業の専門金融機関をはなだしく圧迫してきたのも現実であります。

そして全国銀行は、中小企業に対しまして融資範囲を拡大しておきながら、その後になりまして、いわゆる今回の窓口規制ということが出てき

すが、同時に、相互銀行、信用金庫がそのためにはござります。ただ、相互銀行、信用金庫の資金量の伸びというのは、むしろ全国銀行を上回つておるような状況でございまして、今までのところ、そういう意味からいたしますと、相互、信金、信用組合といった中小企業金融のいわば原資といふものについての確保の状況としては、引き締め下といえどもあまり心配はいたしておりませぬであります。

問題は、そういうふうに集められたお金ができるだけ効果のあるよう出ていくてもらいたいといふところが私どもの念願でございまして、できるだけ安い資金で良質のお金が供給されるように、そのためには、先ほど御指摘もございましたように、今度の提案で、そういう方向に沿つて自己資本の比率を厳格に押えることによって、むしろ効率的な運用ができるといふことをはずしていくこと、あるいは信用組合の場合でござりますと、信用組合が貸しやすくするために、原資を調達するのに二割程度の員外の預金を集めているようにするというのもそういう考え方でござります。そのためにも、大体そういう趣旨に沿つたことを内容にしておると私は考へるわけでござります。

○内海(清)委員 なるほど、良質低廉な資金を供給しよう、そのためには都市銀行が中小企業関係に進出することは好ましいことである、これも一つの考え方でございましょう。しかし、今回のような状況になつてきますと、かえつてそのことが中小企業を非常に苦しめておるという状況になつておる。そういう状況が起きないように今まで行政指導と申しますかそういうものが十分行なわれて、こういう事態が出てこなければ、それもまた認められることかと思うであります。

これは一例でありますか、われわれのところに認められることがあります。それはまぎれもない事実であります。そのことがまた中小企業の専門金融機関をはなだしく圧迫してきたのも現実であります。

そういう意味からいたしますと、中小企業金融に対する全国銀行の比率が落ちないで、伸びても伸びないであります。それは銀行名をあげることばかりではないかと思いますから省略しますけれども、ある大手の大企業の下請一

その大企業には系列金融機関があるわけでありります。そういうところが非常に進出してきた。ところが、この窓口規制が出てまいりますと、ほとんど相手にしてもらえない。金融機関の行き方としてはどうかと考えますが、これは窓口規制が強力に行なわれましたためにそういうふうになつたんだだと思いますけれども、そこでその下請の中小企業は非常に困つておるんだ、こういうことあります。こういう現実があるわけありますが、それらにつきましてはさつき御指摘のような問題の裏面が出てきた、こういわざるを得ぬのであります。

的なお考えは私どもも理解いたしますけれども、現実の問題としてはそういうことが十分解決されないかなければならぬと思うのであります。それにつきましての御意見をお伺いいたしたいと思います。

ことでござりますが、そういう問題が現実にはかなり起こつておることと思ひます。そういうたまには、私がいま申し上げたような一般論ではなくて、非常にきめのこまかいことをやつていかなくしてはいけない、さように考えておるわけでござります。現に全国銀行なんかも苦情相談所といふようなものを設けて、そういう苦情を承つていて、できるだけ相談に乗つてごあつせんするというようなこともその一つと存じます。あるいは通産局あるいは財務局といったところでそういう行政的な相談、苦情相談といったことも承つていいのも一つかと思います。いずれにいたしましても、しかしながら基本的には中小企業金融を疎遠させていくために、そういうときの御指摘のような受けざらとしての中小企業専門機関というものを育成していくことと同時にやっていくということをございまして、全体の景気調整の中ですり抜けにならないようについて一面と、同時にそのしづがそういうところに寄らないようによつてござることは、非常にむずかしいことでござります。

いまして、現在までのところ、過去の引き締めに比べると比較的全国銀行の経営者もかなり自覚してやつておるのではないかと私は思いますが、何ぶんいわば経済の転換期でございますので、その辺の頭の切りかえについては、今後やはり長く指導していただきたい、かようと思つております。  
○内海(清)委員 先ほど申し上げたのは一例であります、ことに大企業で系列金融機関を持つておるところ、そういうところの下請がこういうことが多いようであります。ですから、この点はわれわれのほうにもかなり入つておりますけれども、われわれはこういう場合には十分ひとつ中小企業庁あたりと相談すべきであるというふうに言つておるのであります。現実の問題としてはそういうところはかなり深刻であります。  
については、これにつきまして、こういう事態に對して中小企業庁のほうはどういうふうな指導をされ、どういうふうな処置をされてきたか、対処されてきたか、これはひとつ中小企業庁のほうにお伺いしたいと思います。  
○原山政府委員 全国銀行が金融緩和時には中小企業金融を増大しまして、逼迫の際にはこれはなるべく縮小し、切つていくというふうな傾向は、中小企業の経営にとってきわめて不安定な要因となるということございまして、非常に好ましくないというふうに考えております。特に下請関係といふ問題につきましては、先般のドル・ショックの問題の場合におきましても、全国銀行協会のほうで下請関係の金融に十分配慮するようにとうふうな要望を出していくだいておることでもありますし、私ども、通産局等を通じまして、具体的な事例を取り上げて、苦情相談に当たらせていただきたいというふうに思つております。  
なお、今回のドル・ショックの関係に関連しまして約二千ほど下請関係の調査をやつておりますて、特にそういういろいろ親企業の問題、いまおっしゃったような金融問題等も含めまして、問題があらばどしどしこちらのほうに申し出てもらう、必要があればこちらのほうから大企業あるい

は、これらにつきまして十分救済の手を差し伸べなければ中小企業は立ち行かぬということに相なるわけであります。したがつてこの問題につきましては、ひとつ大蔵省も今後、昨日あたり聞きますと、いろいろ今後検討してそういう問題ごとに解決していこうという御意向のようでありますけれども、およそこれは窓口規制をやる時分には予見できる問題ではないかというふうにも私は思うのでありますと、これらにつきましてはもうと十分配慮をして、そうしてそういう状態の起きないようにやっていくことが必要であろう、こういふふうに考えるわけであります。なお中小企業庁としてもほんとうに手の届く、こまかいそういう施策を強力に進めていただかなければ、今後の中小企業関係はますます困難度を増すだろう、かよろに考へるわけであります。その点を強く要望しておきたいと思います。

ふうな新しい政策はだんだんと必要になつてくるだろう、かように考へる必要があります。これについては政府はどういうふうな見解を持つておられるか。これは将来の問題でありますから、できれば次官にも御見解をお伺いいたしたいと思うのであります。

○山本(幸)政府委員 この問題は、一つのルールをきめて、そのルールでやつしていくというその概括的な話よりも、やはり一つ一つの具体的な金融機関、言うなれば個々のケース・バイ・ケースで考えて、方向としてはおつしやるようだんだんふやしていくといふことが適當であろう。先ほど御指摘のように、数の上でも信用金庫は、たゞいまのところ全体の三分の一に当たる金庫が取引の対象となつておるという現況でござりますので、考え方といたしましては、さような考え方で前向きにはやつていただきたい、こう考へておるわけでございます。

○内海(清)委員 この問題は、今日の経済活動の状況から見ますと、中小企業にもこういう道が十分開かれるべきであると私は考へるのであります。それぞれの具体的なあれによつてやつて、こうということでありますけれども、これは、いずれにしてももつとそういう日銀との取引が認められる金庫の数を少やしていく、この方向は当然今後十分検討されなければならぬ問題であると考へています。

それからいま一つは、今回の改正案では、信用金庫に外國為替の取り扱い業務、これは認められていないのであります。これはもちろん直ちにこれを認めるることは、いろいろな關係で困難な問題があるだろうということも考へますが、今後はこれを認めていくといふ方向で検討さるべきである、至急にそういう方向で検討さるべきであると思うのであります。

同時に私は、そういう方向を確立して、信用金庫等に対しましても外為業務に着手する準備をさせらるうか、こういうふうに思つておられます。ある

いはそういう点は法律事項ではなくて、大蔵省の行政認可というふうな方向にいくのかもしませんけれども、いずれにしてもこの二つの問題を早急に改善していく方向に向かうべきではなかろうか。かように考へるのであります。いまの問題も今後の問題であります。したがつて次官にひとつ御意見をお伺いいたしたいと思います。

○山本(幸)政府委員 この問題は、先ほど広沢委員からも御質問がございまして、それに対して局長からもお答えをしておりでござりますが、何せ外為取引をしていただくという上においては、それだけの信用がなければならないということが一つ。それからもう一つは、その内部組織におきまして、それを処理するだけの能力を備えた、いわゆる具体的に申せば、そういう職員がいなければならぬ、こういうことがございます。御承知のように、外為及び外國貿易管理法という法律がございまして、それで大蔵大臣がこれを認可しなければならないという、その認可の条件にもいま申し上げたようなことがあるわけですが、御見

向を誘発してはまた困る点がある、そのことによつてまた小口融資が圧迫されても困るという問題がありますのであります。これらの点につきまして、監督行政はこれは厳重に行なわれなければならぬ、かように思つておられます。しかし、これが融資の大口化傾向を誘発してはまた困る点がある、そのことによつてまた小口融資が圧迫されても困るという問題がありますのであります。したがつて次官にひとつ御意見をお伺いいたしたいと思います。

○吉田(太)政府委員 私どもも同様の懸念を持ておりますが、何せ外為取引をしていただくという上においては、それだけの信

用がかかるべきであります。もちろん中小企業専門の金融機関としては考へなければならないのです。しかしながら、これが融資の大口化傾向を誘発してはまた困る点がある、そのことによつてまた小口融資が圧迫されても困るという問題がありますのであります。したがつて次官にひとつ御意見をお伺いいたしたいと思います。

やはり大蔵省として十分着手する準備をさせるよ

うな指導をされることが必要であるう、かように考へておるのであります。

それから次に第四点としてお尋ねしたいと思ひますのは、一貸し付け企業に対しまする融資額の限度、これを引き上げることは当然であると思

うのであります。しかし、これが融資の大口化傾向を誘発してはまた困る点がある、そのことによつてまた小口融資が圧迫されても困るという問題がありますのであります。したがつて次官にひとつ御意見をお伺いいたしたいと思います。

○吉田(太)政府委員 私どもも同様の懸念を持ておりますが、何せ外為取引をしていただくためには、その上にかかる大口化の傾向

というものはここ数年起つていいないと承知しております。ただ、私どももいたしましては、現在までのところさほど大口化の傾向といふのはここ数年起つていいないと承知しておるわけござります。ただ、私どももいたしましては、十五億とか二十億であつてもいいんだといふことがあります。ただそういうことの裏には、実はたとえば資本金の一割以内であつても、その一割がたとえば十五億とか二十億であつてもいいんだといふことがあります。ただそういうことの裏には、実はたとえば資本金の一割以内であつても、その一割がたとえば五億以上のものについては原則として貸さないようにしてもらいたい。ただそれを厳格にやるといふ意味で、いまいろいろとそういう訓練も職員の中ではやつておることでありますし、また信金の中でもそういう外國為替取引に備えた事務についてもいろいろ勉強をしておるようございますので、だんだんそういうことが整備してまいります。中でもそういう外國為替取引に備えた事務についても可能になつてしまいる、そういう段階が来る日は

うござりますので、そういう心配はないわけございません。ものがあつてもこれは認めましよう、そういう指導をいたしております。小さな相互銀行でござりますと、もともと自己資本の一割が五億以下でござりますので、そういう心配はないわけございませんが、大きな相互銀行になりますと、そういう状況になつております。ただ、実績は、先ほども申し上げましたように、そういう大口の自己資本の五%をこえるような融資は、大きな相互銀行の場合は四%程度である小さな相互銀行の場合だと、自己資本の五%をこえるようなものは一八%くらい、こういう状況でござります。

○内海(清)委員 ただいま御答弁によれば、なるべく早い時期においていわゆる準備がそれぞれ十分できたならば、外為取り扱い業務を認可する、こういう方向に考へておられる、かように承知いたしたいと思います。しかしこれにつきましては、た

います。一方は非常に封鎖的な、相互扶助金融に徹しておる、一方は比較的開放されて預金を吸收しておるというところの差はございますが、貿外預金を今度二割程度、農協並みに認めていくということから、先般金融の引き締め政策が一連のほうに近づいていくということも否定できないことだと思います。私どもいたしましては、やはりそういう金融界全体を通ずる同質化という傾向が、日本の経済社会を背景にした趨勢というふうに考えておるわけですが、そういう前提のもとにおいて、まさに御指摘のように、信用組合の転換ということについては、できるだけ前向きの姿勢で協力していきたい、あるいは合併についてもできるだけ協力し、歓迎していくべき、こういうことで現在指導しておるところをございます。

○内海(清)委員 まだいろいろ問題がござりますけれども、時間の関係で終わりたいと思いますが、いまの問題は将来の問題として十分ひとつ御検討の上、強力な指導をしていただきたいということを強く要望して終わります。

○鴨田委員長 平林君。

○平林委員 私は、法律案に関連をいたしまして、最近の金融事情、特に金融引き締め政策の問題で、たとえば過剰流動性の問題、住宅ローン、それから中期預金、これらについて少し政府当局の考え方をお尋ねしてまいりたいと思うのであります。そこで最初に、過剰流動性の問題について、御承知のように土地とか株式、商品相場、宝石、絵画、ゴルフ会員権、世をあげて投機時代であります。私は、この元凶はいわゆる過剰流動性にある、その傾向を助けたのは、政府の経済政策と見通しの誤り、二つ目にはドル・ショック以来の巨額な外貨の流入、第三には超緩慢といわれた金融状況を放置してきた、こういうところに要因があると思うのであります。

そこで、過剰流動性の問題がにわかに注目を浴びまして、政府におきましても金融の引き締め政策、これはインフレの傾向を抑制することでもあ

りますが、同時に過剰流動性を吸収していくのないことから、先般金融の引き締め政策が一連のほうに近づいていくということも否定できないことだと思います。私どもいたしましては、やはりそういう金融界全体を通ずる同質化という傾向が、日本の経済社会を背景にした趨勢というふうに考えておるわけですが、そういう前提のもとにおいて、まさに御指摘のように、信用組合の転換ということについては、できるだけ前向きの姿勢で協力していきたい、あるいは合併についてもできるだけ協力し、歓迎していくべき、こういうことで現在指導しておるところをございます。

ここで私がお尋ねしたいのは、過剰流動性というけれども、その実態は一体どういうものであるのか、これがまずしっかりと頭に入つておらぬとね

かにくぎ、やみ夜に鉄砲と同じことです。私は、むずかしい問題だけれども、過剰流動性についてやはりある程度輪郭をつかむということがなければ、金融政策をやろうと財政政策をやろうとダメだ、こう思うのでありますし、この過剰流動性の実態についてどう把握されておるか、これをまずお尋ねしたい。

○吉田(太)政府委員 過剰流動性という問題は、確かにいま御指摘のようにむずかしい問題だらうと思います。一つは、これが過剰流動資金といわなくて、過剰流動性といわれておるところからも明瞭でございますように、具体的な計数でもつてなかなか提示しがたいものであるうかと考えております。ただ、過剰流動性というものについて私どもが考えておりますことを申し上げますと、これは一つの国民経済に流れてくれる通貨の大きさ及びさらにはそれを背後といたしまして、どれだけそういう通貨と申しますか、資金が利用可能にならかでございますように、具体的な計数でもつてなかなか提示しがたいものであるうかと考えております。たとえばそういう資金が非常に豊富であります。たとえばそういう資金が非常に豊富であつても、それを投資なり運用いたしましてなかなかあとが続かないというような状況でございませんれば、それは非常に慎重な投資態度にもなり得るわけでございます。一つの資金を運用いたしまして、その結果これがさらに補給されていくという、いわば利用可能性というものが増大いたしますと、そこにはいわば流動性が非常に豊富な状況として、ある意味で過剰というような現象をもたらしていくものである。かようになっておるわけです。

ただ、それはそういうものを計数的にどう考えておるのかといいますと、いま申し上げましたような私どもの考え方からいたしますと、これが確かに現金通貨というものが一つございます。そのほかに現金通貨に加えまして、資金の利用可能性でございますから、その利用の大部は銀行の信用供与ということになるわけでございまして、その信用供与の裏にあります預金というものが一つのやはり計数的な基礎になる。そういう意味からいたしますと、現金通貨と預金通貨、この預金通貨の中で定期性の預金のものもございますし、あるいは要求払いのものもございます。總体してそういう預金通貨の大きさ、大体G.N.P.に比べて大きいか少ないかということが一つの手がかりになるのではなかろうか、かのように考えております。

そのほか、企業の手元流動性という考え方もあるうかと思います。これは企業が自分の手元にあります現金及び預金に対しまして、売り上げの高さはどういうものであるかというような指標もひとつとり得るかと存じますが、總体して申し上げましても、最近における関連指標の推移を見ると、四十七年の十月から十二月における現金通貨と預金通貨、それに定期性預金を加えたものが合計しておおよそ八十兆円あります。このいわゆるマネーライの増加率というのは、四十七年度において、二三・一%、十月から十二月には三三・九%、四十六年度において二一%ですから、四十七年になつても引き続き増加しておる。これについてある銀行では、この八兆円の中でおおよそそれがくらいはいわゆる過剰流動性になるのじゃないかという計算をしておるところもあるわけですね、九%というと約七兆五千億ぐらいである、こういう推定もされておるわけですね。

最近日本銀行の日銀券の増加率も、戦後の混乱期を除くというと過去最高の水準で、この間四月二十八日の発表を読んでみますと、月中の平均発行残高が六兆五千七百七十億円、前年同月比二七・五%増という数字も見ました。いろいろなことを総合して、こうした数字の摸索が行なわれておるわけでありますけれども、やはり政府は、こうした問題についてのかなめになつておるのでですから、ある程度推定を立ててそしてわれわれにも示していく。あとで聞きますが、預金準備率がどういう効果があらわれて、公定歩合の引き上げがそうしてありますけれども、やはり政府は、こうした問題についてのかなめになつておるのでありますから、たゞ問題についてどういう役割を果たすかということも、その前段のおおよその計数の考え方といふものがないと、われわれ判断できない。いろいろなことをおやりになつておるのだけれども、当たつておるのか当たつていないのかわからない。

この問題については計数的にあらわすことは困難でしようが、おおよその考え方を示してもらいたい。

○吉田(太)政府委員 まず最初に、一昨年来の外

のがやはりあっていいんじやないか。そうでなきや金融引き締め政策というのにはぬかにくぎだし、やみ夜に鉄砲だ、こう言われるのですね、だから、見解があつていんじゃないですか。

それからもう一つは、マネーライの点で見

為会計からの散超がどういうふうに、どの部分が超過部分であるかということは、はなはだむずかしいことではございます。ただ、いままさに御指摘のように、ここ両年で外貨の面から来る通貨の供給が非常にふえたということは事実でございます。ただ、國民經濟の必要になります通貨の供給というものが、どういう形で供給されていくかという窓口は、一つは外貨でございます。一つは財政の面からの散超、あるいはもう一つは三十年來の日銀貸し出しという形で通貨が供給されています。その通貨のルートがどうであるかという問題よりは、その全体の供給量が多いか少ないかという問題が、事後的に問題にならざるを得ないことがあります。そういう意味から、私どもは、外貨の増加をしてこととして国内にどれだけの資金が供給されたか、その要因を分析する一つの手段といたしまして、日本銀行が通貨供給の要因分析といたしましておるわけでございます。

ここ数年来の通貨の供給要因といたしましては、現在、いまお話しのよう、外貨の増加から来る供給要因が四十六年度では一八%、対民間信用の増が残りの八割である、銀行貸し出しが八割を占めておる。確かに、最初のことは、輸出の手取りがふえることによって資金がふえ、それが銀行に預金されて、預金が信用創造になってふえていくという形で通貨がふえていくということがござりますが、形の上ではやはり八割は銀行の与信超過によるものだ、こういう考え方にして、これを調整していくためには、まず銀行の貸し出し態度を変更させていかなければならない、こういふことを現在とりましては、これが現行の外貨の面からくる外貨の増加の要因でございます。むしろ吸い上げ要因になつておるわけでございます。現在のところ、むしろ銀行の貸し出し態度に変化を起さすために、窓口規制を初めとする引き締め政策をとつておるというのが実情でございます。

○平林委員 確かに日本銀行の現金及び預金の供給要因の内訳を見ると、外貨の増加あるいは対政府の信用増、対民間信用増等を見ますといふと、その八〇%が金融機関の貸し出しといふところにあるというのはわかります。わかりますが、そしてまた、外貨増が四十六年度から比べて四十七年度は低下しておるというのも数字の上ではわかります。しかし、いまやつておる金融引き締め政策は、これから貸し出しを押えていくというだけではあります。もうすでに四十六年、七年の外貨の急増によって得た手元流動性、余剰の資金は、商品あるいは土地、株ということであれば回っちらつて済んでしまっているわけですね。そしてそれが場合によつては土地に化け、場合によつては預金に化け、あるいは株に化けているわけですね。これらを売ればまた手元の流動性はふえて、今日国民の生活を不安におとしたいたる投機あるいはその他物価高の要因としての根といふものは消えていかない。

そこで、これは銀行局長だけの問題ではありませんで、政府全般の政策の問題でありますけれども、私はいまの過剰流動性を吸収するための金融の引き締め政策というの、もう過去の問題はどうつてしまつておいて、これからものだけだ、それじややはり手抜かりがあるんじやないか、こう思うのです。これはどうですか。

○吉田(太)政府委員 確かに金融面からする措置については、非常に間接的な面が側面にござります。ただ、わが国のように非常に銀行借り入れに對する依存度の強い經濟におきましては、これが外國には見られないほどよくきてきたといふことは、もう平林先生とくに御承知のことだらうと思います。私どもがそういう引き締め政策といふことを現在とりますのも、それを通じて銀行の貸し出し態度の変化を通じて、銀行に借り入れ依存をしている企業の投資意欲あるいはその企業の行動を変えさせよう。それが慎重になることを通じて、全体の經濟活動のテンポが鈍り、渋くなつていくということを通じて、引き締めが効

果が出てくるというのが、これまでの經濟のパターンでございます。そのパターンは今後も、銀行に対する依存度が非常に強い經濟におきましては、

そう早急には変わらないだらう、かように考えておるわけでございます。したがいまして、その引き締めに踏み切ったとたんに効果といふものはなかなか出てこない。いわば企業家の心理を通じて、

変化が出てくる期間をどうしても待たなくてはいけないというのが、やはり金融引き締めの一つの限界だ、かように考えておるわけでございます。

幸いもう数ヶ月たち、だんだんそういう企業家全体の心理の変化あるいは日本の經濟社会全体のムードが変わってくるという時期が、遠からず来

るということを期待しておるわけでございます。

そして、そういうことになつた場合には、今度はそういう実態活動が金融面に逆にあらわれてきて、通貨の還収を行ない、あるいは預金量の伸びが減つてくる、こういう繰り返しというのが起こつてくるのではないだろうか、かように考えております。

○平林委員 私は、經濟政策あるいは特に金融の政策などを見て、どうも大蔵省は氣象台みたいなことを言つておると思うのだな。天気予報と同じだ、私はそういう感じがするのですよ。もう少し計算的に分析をして手を打つというようなことを、多分おやりになつておると思うけれども、あまり自信がないから表に出せない、こういうことだらうと思いますが、何となくお話を聞いてみると、たとえば今度の過剰流動性を吸収するための金融引き締め政策について、政府からの資料を検討してみますというと、一月実施の預金準備率の引き上げで凍結資金量は二千九百億円、それから三月実施の預金準備率の引き上げでおおよそ三千五百億円、こういう数字が示されていますね。合計して六千四百億円。大蔵省では、準備率の引き上げの金融機関貸し出しに対する波及効果は、凍結資金量の六倍から七倍ぐらいに考えておるといふことを現在とりますのも、それを通じて

すれば三兆六千億円ぐらいになる、こういうことになると思うのですけれども、さて、今度は都市銀行の預金量の増加を見ると、昭和四十七年の二月と昭和四十八年の二月、この一年間に都市銀行は何ぼふえているかといふと、預金量は、四十七年度に三十一兆八千五百十六億、一年後の二月には四十兆千二百七十八億ですから、この一年間に四兆三千八百二十億円増加しておるわけですね。

信託銀行においてもこの一年間に六千三百七十三億円ふえている。その他の金融機関を合わせると、この一年間の預金量の増加というのは非常に多い。金融機関といふのは、預金をするだけが商売じゃないのだから、それを貸し出しだすということになつておるわけですから、依然として対民間に対する信用増加といふのはふえている。

私はそういう点から考えますといふと、今日まで行なつた預金準備率の引き上げや公定歩合の引き上げ、これが一体過剰流動性を吸収するための政策としてどれだけの効果があるのか、具体的な数字はある程度むづかしいかもしませんけれども、どの程度の効果があるか、天気予報的なことではなくてもう少し具体的な考え方といふのを示してもらいたい。

○吉田(太)政府委員 おことばを返すよう恐縮でございますが、過剰流動性といふものの基本が銀行の貸し出し態度にあるということを申し上げたわけですが、その貸し出し態度の変化がいろいろの企業活動を通じて全体の企業家心理に影響してくる、こういうことでございます。したがいまして、いわば過剰流動性を吸収するという考え方ばかりではない。むしろ過剰流動性の背後にある企業家の考え方を変えさせると言つたほうが適当かとも思います。しかし何らかのかつて数字を示せといふ御指摘でございますので、あえて非常に大胆に申し上げますれば、やはり私どもの指標となるものは通貨の増発率、マネー・サプライのGNPに対する比率が一体どのぐら

いになることがノーマルと考えるかということではなかろうか、かように考えます。それ以外には、全体の資金が幾ら減るかということはむしろむずかしい話でございます。

そういう意味からいたしますと、まあ四十四年から四十六年までGNPに対する現金通貨とそれから定期性預金の割合というものが大体二〇%台の上のほうに推移しておる。それが四十六年の後半から三〇%をこえるようになつた、これがやはり一つの変化でございまして、やはりGNPに対して二〇%台の上のほうで推移するというようになるのが一つのノーマルな状況かなと、かように考えております。もちろんGNPの中の構成比が変わりまして、たとえば非常に消費側に寄つて伸びるか投資に寄つて伸びるかによつて違

○平林委員 このマネー・サプライの指標が重要な指標になるというのは私はわかりますし、その効果は、経過を経て出てくるということではつきりすると見えましようけれども、どうも今度の引き締め政策の中で、たとえば都市銀行の十四行の貸し出し増加の額を前年同期の一六%減にするとか、あるいは信託銀行関係では前年同期の三%減とか、長期信用銀行に対しては一〇%増とかやっておりますけれども、私、このペーセンテージで貸し出し増加額の規制というのは、ほんとうの意味の今日の状態に適切な措置であるかどうか疑問に思っているのです。というのは、対前年同期貸し出し増加がうんとふえたとき、たとえば、都市銀行を例にとれば、一六%減にしたところで、ただいま申し上げたように、この一年間で預金量が八兆二千七百六十二億円もふえておる。超緩慢の時期のものを基準にして、ある程度の割合を示して貸し出し増加を押えたとしても、総体の金額ではふえているのです。都銀の例をいうと、かりにまず一六%減としたら、三十三兆六千億円ぐらいになります。それは去年の同じ時期の三十一兆円から見れ

ばまだ大きいわけです。ですから、いわゆる信用増加という点では、むしろ増加傾向になるわけです。これで当初政府が目的としておる効果、あるいはそれを抑制し——これでも多少は抑制にはなりますが、いま加速度的に進もうとするインフレ、いろいろな物価高の諸悪の根源を退治するという、それまでの効果をあげることができるかどうか疑問ではないかという感じがするのですが、私は手ぬるいのではないかということを感じておるので。いかがでしょうか。

○吉田(太)政府委員 確かに先生御指摘のよう  
に、一六%減といえども貸し出しの増加額はある  
わけでございます。ただ、この一六%とかいうの  
は、これはいわば一種の統計的に御説明をする意  
味で申し上げておるわけでございまして、各銀行  
別には資金を割り当ててワクで規制しておるとい  
ふことでございます。そういう意味では、都市銀  
行は四月一六月は一兆足らず、九千八百八十億く  
らいだったと思いますが、そのくらいのワクで規  
制しております。長銀が二千六百億、信託が三千  
六百億、市銀が四千四百億、こういうワクで規制  
しておるわけであります。

ただ、「これの強さ、弱さ」ということについては、確か

に先生御指摘のような御意見も一つあり得るかと思います。逆に、これが将来の経済の先行きに非常に強いショックを与え過ぎはしないかという意見があることも周知のとおりでございます。この辺のところは、引き締めに軽じましたのがことしの一月からでござりますので、大体、従来の傾向から見ますと、六ヵ月後にその効果というものが徐々に出てきておるということございまして、私は、むしろこの六月、七月といった時点において、やはり一つのよりはつきりした判断のできる時期が来るのではないか、かように考えております。何ぶんいま次から次に薬を飲んだ状況で、その薬がきいてくるまでの期間というものも多少考慮してみますれば、確かに先生御指摘のよくな考へ方ででも臨まなくてはいけないか、その辺の時期はあと一、二ヵ月待つべきではなからう

か、かよう二考えております。

法人でございますが、わずか二・一%、非常に低  
く状況になつておられます。

レ状況はなつております

制度は、納期までに半分納めれば、あとは届け出で自動的に延納できるという仕組みになっておりま

す。それからまた、公定歩合と延納期間中の利子税とが連動しております、公定歩合が五・五%

をこえます場合には、その約三倍の幅で利子税が上るというぐあいにスライドしております。し

たがつて、公定歩合の上昇には、そういう歯どめといいますか、延納の利用に対する一種の歯どめ

がついておりますから、先生御心配のような事態はまずなかろうというぐあいに考えております。

○平林委員 それが甘いというのです。大体、延滞に対する利子程度のものより、手元流動性で商

品投機でもやつたほうがうんともうかるんだから、三〇%でも四〇%でももうかれば、そっちの

ほうに走るにきまつてゐる。多少延滞利息を高く

い。  
私は、そういう意味から考えると、国税庁はよ

ほどこうした点について注目しておいてもらいたい。いずれ、これはいかに法律的に措置ができるよ

うとも、何とかいうことがあつても、もしもその法律を——どうしても困る人はしようがない。延

納措置はそういうためにあるのですから、いいですよ。だけれども、いやしくも今日国民が、商品

投機やその他物価高の元凶である過剰流動性、手元流動性を少しでも押えていこう、政府も必死に

なつて知恵をしぶって金融政策をとっているとき  
に、これがしり抜けになるようなことが結果的に

あらわれたら社会的に糾弾される。こういうこと  
を自覚をしながら企業もこの措置の活用をすべき

だし、またそういう場合は、手元における株券を処分しよう、商品を放出しよう、あるいはそれぞ

れの持っている土地をお金にかえよう、そういうことをやってから初めてそれを利用する。こういう

うくらいな心がまえにみんながムードをつくっていいかなければだめだ。国税庁も、歯どめになりませ

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十三号 昭和四十八年五月九日

すなんて、そんな甘い考へはだめです。こういうことを注意したいと思うのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 ただいま平林委員から御指摘の問題は、四十八年度の税制改正の問題としても検討する必要があるかどうかということで見てみたわけでございます。確かに御指摘のように非常に投機によりますところの利益等が大きいという場合には、延納金利と市中金利との関係だけでは十分に規制できないという心配があるわけでございますので、場合によりましたならば一段と進めた措置をとるべきかどうか、これは国税庁のほうの分野もないわけではございませんが、むしろ現行税法上の問題として新しい何か歯どめ措置をつくるべきかどうかということを検討いたしてみたわけでございますが、ただいま国税庁徵収部長から御報告申し上げましたように、最近では非常に延納率が落ちおりまして、大法人に関しましては金額で、もし全部が延納を利用すれば五〇%になるべき率が二%まで落ちているということをございまして、この二%という率はある意味からいえば当然である。市中金利が下がっているわがつておりますから当然であるともいえますし、またある意味からいいますと、現段階では法人税をわざわざ延納してまでそれを他に回していくということは私どもの大数観察では認められないのではないか、そう心配しなくてもいいのではないかというふうに考えまして、今回は手直しをいたさないという前提で過般の租税特別措置法なり何なりの御審議をお願いしたわけでございます。

しかし御指摘の点はまさに問題があるわけでございまして、現在の延納金利は七分三厘でござりますから、七分三厘以上にもうとうまく回せるということであればそれはそこを利用しようという人が出てくる危険があるわけでござります。今後そういうことの動向があつてはならぬということでお視をしてまいりたい。しかし、今までのところは、どうもそこまでして投機資金をかせいで

いるということは行なわれてないというふうに私は見ておりますが、なお今後ともよく注視をしてまいりたいと思っております。

○平林委員 それから、これと同じことです。私も変わらず卸売り物価の上昇ベース、株式や商品市況過熱の状態は温存しておるわけです。多少下がったところもありますけれども、しかし投機の元凶である商社の、あるいは不動産業の手元の流动性というの私はまだあると思っておる。

そこで、たとえば日本銀行が手形買取り制限の対象にしておる割引手形の問題ですけれども、最近この割引手形の転売あるいはこれを担保で資金を充当する動きが相互銀行などとあるいは信用金庫などから御報告申し上げましたように、金融引き手形の転売あるいはこれを担保で資金を充當する動きが相互銀行だとあるいは信用金庫などにかなり集中してきているのじやないだろうか。特に商社などは子会社に借り入れさせる形で、これは中小企業ということで大商社は表に出でこないけれども、その子会社という抜け穴でたゞま申し上げましたような措置がありはしないか。それでは金融規制はり抜けになる。こういう点についてどういう措置をおとりになるつもりですか。

○吉田(太)政府委員 現在日本銀行でやつておりますのは、日本銀行が特定の大企業の振り出した手形を日本銀行が買い取る限度を設けたというやり方でやつておるわけでございます。それはね返りいたしまして商社の金融が詰まるので、系列の小さなところにさらに金が回ってくるという問題だらうと思います。これを一つ一つの会社なり種類別の質的な金融の統制ということは実際問題として不可能でございます。どうしてもやはりそういう意味からいたしまして、主として今回の引き締めというのは、都市銀行を中心として大企業をねらい打ちにすることから出発したわけでござります。そのいわば流れ込みといいますか抜け穴を防ぐという意味で、現在日本銀行が相互銀行を指導しておるというのが実情でございまして、中金融機関をやつておるというのもまさにいま先生御指摘のような、そういういわば抜け穴を防ぐ

という意味でそちらに回らないようにという手を打つておるのが現在の状況でございます。

○平林委員 いすれにしても、大蔵省、日銀でも主要銀行に対して、商社などの関係会社の子会社の資産とか業務内容は文書で提出させるようにしておるようですから、そうしたことひとつ十分把握をされて、抜け道がないようにやはりしなければならぬ。あとでいやこんなことになつたなどということの指摘のないようにだけ注意をすべきだという点を私はきょうの段階では申し上げておきたいと思うのです。

次に、金融引き締め政策と住宅ローンの問題。先ほどもお話をありましたように、金融引き締め政策が進むにつれまして、都市銀行の窓口で個人向けの住宅ローンを押える傾向が目立つようになつたという指摘がござります。建設省と通産省は大蔵省と日銀に対して住宅金融の緩和を要望したという報道まであるわけですから、これは單なる憶測でなく責任ある官庁のほうでも動き出している。

そこで、住宅ローンの実態につきましては先ほどお話をあつたようあります。都市銀行の例を用いますと、最近は貸し出し増加額の一七%になつたというけれども、これは数字の魔術であつて、総貸し出しに対する割合といつのが最も正しい。そういう意味で考えますと、現在住宅ローンの実態は、都市銀行が七千四百四十四億、これは総貸し出しに対する割合が二・二%、地方銀行で六千四百七十八億、これは三・六%、信託、長銀四千二百八十一億円で二・四%、つまり全国銀行で一兆八千一百三億、二・六%というふうに私は承知しております。私の申し上げたのは、少なくとも金融引き締め下の規制の中では従来どおりの金額を維持するようについていることは、それが現下についてのところ一七%のシェアだということは、必ずこれは、それが積み重なつてまいりますと、総貸し出しに対する残高に対する割合は非常にふえてくるということを期待しております。まあ元が非常に少のうございまして、御承知のように四十年度の末では、都市銀行の場合でござりますとわずか七十九億というような、総貸し出しに対する割合も〇・一%であるというところから出発いたしましただけに、なかなか八十兆近くのような総貸し出しの中で、すぐシェアが大きくなるということは期待はむずかしいかもしれません。しかし現

いたしますが、先生御指摘のように、確かに一割前後あるいはそれをこえておるかと記憶いたします。いずれすぐ調べまして報告いたします。

○平林委員 大体諸外国の例もこの機会に資料として出してほしいなと思います。私の承知しているのは、アメリカの商業銀行あたりの住宅ローンに対する貸し付け比率というのは一五・三%です。日本は二・六%ですよ。まだまだこれから福祉政策をとらうというときに、金融政策の面で二・六%程度では低過ぎるのじゃないか。先ほどからの話を聞いていると、こういうときにはその住宅ローンの比率を低下させないようになつておることをいつているけれども、消極的だと思うのですよ。高めるように指導するというくらいなまえがなければ、諸外国と比較してもまだ私はこれからの国民の願望する政策は日暮れて遠慮しどういう感じがいたしますね。ですから貸し出し残高に対する比率を高めるような努力をすべきだ、こう思いますがいかがでしょうか。

○吉田(太)政府委員 仰せのよう全く同感でございます。私の申し上げたのは、少なくとも金融引き締め下の規制の中では従来どおりの金額を維持するようについていることは、それが現下についてのところ一七%のシェアだということは、必ずこれは、それが積み重なつてまいりますと、総貸し出しに対する残高に対する割合は非常にふえてくるということを期待しております。まあ元が非常に少のうございまして、御承知のように四十年度の末では、都市銀行の場合でござりますとわずか七十九億というような、総貸し出しに対する割合も〇・一%であるというところから出発いたしましただけに、なかなか八十兆近くのような総貸し出しの中で、すぐシェアが大きくなるということは期待はむずかしいかもしれません。しかし現

○吉田(太)政府委員 後ほど正確な数字をお答えいたしております。

一年間で預金増加量は八兆二千七百六十二億も都

銀はあるのです。それに対して住宅のローンの貸し付けは現在七千四百四十四億円であるということから考えても、いまお話しのように、私はこうした面については、これは田中さんなんかもう少しこっちの方面に力を入れるべきだと思うのだ。あとで聞くけれども、中期預金はどうのこうのなうふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだと思いますのですよ。私はそういう意味ではこの比率は、単に低下を防ぐということだけでなく、増加をさせるようすべきである。

そのためには、私はこういうことを考えています。最近金融機関は引き締め政策であんまり締めると取引先の企業が倒産するおそれがあるなんということで、住宅ローンの分だけ別ワクにせいなふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだということを言うておるけれども、これは私が言わせれば泣き言だ。そこで、支店認可の基準をきめましたね。そして私は、支店認可の基準の中に、住宅ローンに対する金融機関の態度、これは一つの国家政策なんだから、福祉を充実するという国家政策でもあるし、そういうことからを考えると、政府がもしほんとうに住宅ローンの拡充強化をはかるうとする意思があるならば、支店認可の基準にこれを入れるというぐらい強い指導があつていいんじゃないですか。これは銀行局長でもいいし、政務次官、どうですか、そのぐらいのことをひつやはり基準の中に一項として入れるというようなことがあって、支店認可の点は少しサービスしてやる。支店認可については新聞で見た限りですが、要するに利用者の利便だ何だというけれども、利用者の利便で支店の増加をはかるというその前に、実際の必要とされておるこうした住宅ローンをふやすということ、それこそほんとうの利用者の利便をはかることに相なるわけでございますので、いかがですか、これは。

○山本(幸)政府委員 まあこれはいろいろお考えようがあると思いますが、先生のおっしゃるものまさに一つの見識でござります。しかし、金融機関の大衆化といいますか、民主化といいますか、

そういうことは広く一般住民の利便ということ、し付けは現在七千四百四十四億円であるということから考えても、いまお話しのように、私はこうした面については、これは田中さんなんかもう少しこっちの方面に力を入れるべきだと思うのだ。あとで聞くけれども、中期預金はどうのこうのなうふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだと思うのですよ。私はそういう意味ではこの比率は、単に低下を防ぐということだけでなく、増加をさせるようすべきである。

そのためには、私はこういうことを考えています。最近金融機関は引き締め政策であんまり締めると取引先の企業が倒産するおそれがあるなんということで、住宅ローンの分だけ別ワクにせいなふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだということを言うておるけれども、これは私が言わせれば泣き言だ。そこで、支店認可の基準をきめましたね。そして私は、支店認可の基準の中に、住宅ローンに対する金融機関の態度、これは一つの国家政策なんだから、福祉を充実するという国家政策でもあるし、そういうことからを考えると、政府がもしほんとうに住宅ローンの拡充強化をはかるうとする意思があるならば、支店認可の基準にこれを入れるというぐらい強い指導があつていいんじゃないですか。これは銀行局長でもいいし、政務次官、どうですか、そのぐらいのことをひつやはり基準の中に一項として入れるというようなことがあって、支店認可の点は少しサービスしてやる。支店認可については新聞で見た限りですが、要するに利用者の利便だ何だというけれども、利用者の利便で支店の増加をはかるというその前に、実際の必要とされておるこうした住宅ローンをふやすということ、それこそほんとうの利用者の利便をはかることに相なるわけでございますので、いかがですか、これは。

○山本(幸)政府委員 まあこれはいろいろお考えようがあると思いますが、先生のおっしゃるものまさに一つの見識でござります。しかし、金融機関の大衆化といいますか、民主化といいますか、

そういうことは広く一般住民の利便ということ、し付けは現在七千四百四十四億円であるということから考えても、いまお話しのように、私はこうした面については、これは田中さんなんかもう少しこっちの方面に力を入れるべきだと思うのだ。あとで聞くけれども、中期預金はどうのこうのなうふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだと思うのですよ。私はそういう意味ではこの比率は、単に低下を防ぐということだけでなく、増加をさせるようすべきである。

そのためには、私はこういうことを考えています。最近金融機関は引き締め政策であんまり締めると取引先の企業が倒産するおそれがあるなんということで、住宅ローンの分だけ別ワクにせいなふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだということを言うておるけれども、これは私が言わせれば泣き言だ。そこで、支店認可の基準をきめましたね。そして私は、支店認可の基準の中に、住宅ローンに対する金融機関の態度、これは一つの国家政策なんだから、福祉を充実するという国家政策でもあるし、そういうことからを考えると、政府がもしほんとうに住宅ローンの拡充強化をはかるうとする意思があるならば、支店認可の基準にこれを入れるというぐらい強い指導があつていいんじゃないですか。これは銀行局長でもいいし、政務次官、どうですか、そのぐらいのことをひつやはり基準の中に一項として入れるというようなことがあって、支店認可の点は少しサービスしてやる。支店認可については新聞で見た限りですが、要するに利用者の利便だ何だというけれども、利用者の利便で支店の増加をはかるというその前に、実際の必要とされておるこうした住宅ローンをふやすということ、それこそほんとうの利用者の利便をはかることに相なるわけでございますので、いかがですか、これは。

○山本(幸)政府委員 まあこれはいろいろお考えようがあると思いますが、先生のおっしゃるものまさに一つの見識でござります。しかし、金融機関の大衆化といいますか、民主化といいますか、

そういうことは広く一般住民の利便ということ、し付けは現在七千四百四十四億円であるということから考えても、いまお話しのように、私はこうした面については、これは田中さんなんかもう少しこっちの方面に力を入れるべきだと思うのだ。あとで聞くけれども、中期預金はどうのこうのなうふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだと思うのですよ。私はそういう意味ではこの比率は、単に低下を防ぐということだけでなく、増加をさせるようすべきである。

そのためには、私はこういうことを考えています。最近金融機関は引き締め政策であんまり締めると取引先の企業が倒産するおそれがあるなんということで、住宅ローンの分だけ別ワクにせいなふうにやるぐらいいことでなければこれはダメだということを言うておるけれども、これは私が言わせば泣き言だ。そこで、支店認可の基準をきめましたね。そして私は、支店認可の基準の中に、住宅ローンに対する金融機関の態度、これは一つの国家政策なんだから、福祉を充実するという国家政策でもあるし、そういうことからを考えると、政府がもしほんとうに住宅ローンの拡充強化をはかるうとする意思があるならば、支店認可の基準にこれを入れるというぐらい強い指導があつていいんじゃないですか。これは銀行局長でもいいし、政務次官、どうですか、そのぐらいのことをひつやはり基準の中に一項として入れるというようなことがあって、支店認可の点は少しサービスしてやる。支店認可については新聞で見た限りですが、要するに利用者の利便だ何だというけれども、利用者の利便で支店の増加をはかるというその前に、実際の必要とされておるこうした住宅ローンをふやすということ、それこそほんとうの利用者の利便をはかることに相なるわけでございますので、いかがですか、これは。

○山本(幸)政府委員 まあこれはいろいろお考えようがあると思いますが、先生のおっしゃるものまさに一つの見識でござります。しかし、金融機関の大衆化といいますか、民主化といいますか、

そういうことは広く一般住民の利便ということ、

そういう見地から店舗の適正な配置、増加をはか

るということが筋であろうと思います。おっしゃる

ように、一般住民の利便という中に、いまの住

宅ローンというものが大きなウエートを占めるん

だという考え方も、私は確かにできると思いま

す。そういうことで、直ちに住宅金融の実績とい

うものを踏まえて、その実績に結びつけて店舗の

増設の認可をしるということに直に結びつけるべ

きであるかどうか、その辺のところは、確かに住

宅金融を推進していくなければならぬということ

は、おっしゃるとおり国民福祉の充実という観点

から非常に大切なことでございますから、そい

う考え方を入れていきます、つまり一般住民の利

便という見地からやっていくわけでありますけれ

ども、その際にその中の大きなウエートとして住

宅ローンというものを考えてまいりますという、

そういう態度で運営をしていきたい、こう思うわ

けであります。

○平林委員 ちつとは遠くたって、住宅ローンで

もってたっぷり貸してくれる銀行なら行きますわ

な。それがほんとうの利便というものです。私

は、歩いて近いところにあるからということより

も、それこそ少しくらい遠くたって、電車賃かけ

たってそこへ借りに行くわね。私はやっぱりそう

いうことを考えると、それをすべてにせよと言う

わけではありませんけれども、少なくともその一

つの項目の中に加えるというようなこと、銀行局

長どうですか。

○吉田(太)政府委員 たとえば住宅ローンの相談

とかなんとかいうような形の店舗、それだけの店

舗というようなことについてはできるだけ弾力的

に認めていきたいと思います。まあ現実の問題と

していま認めようとしておるのは、主として住宅

街に、国民生活審議会の答申にござりますよう

に、もっと身近なところにほしいんだ、そういう

意見もかなり強いようございまして、金融機関

がむしろ出たがらないところに、ここなら認める

という条件をつけて認めた、今回の店舗認可の半

といふからといえればその評価額についてもできるだ

け配慮するという形でやつておるというのが特徴

だらうと思います。そういう意味からいたします

と、むしろこの住宅金融会社というものの今後の

利用しやすい店舗になり得る可能性は非常に強い

ころが確かに住宅ローンのあるいは返済のために

いるということが筋であろうと思います。また逆

に、かように思つてございます。また逆

に、東京都内の新たな敷地を買わないよう

だというところはいずれにいたしまし

た、何と申しましても問題はその原資の調達、特

に住宅金融が長期資金であり、二十年にわたる

ような企業本位の店舗ではなくて、いわば預金者大

衆の店舗である。しかもその預金者大衆が住宅金

融に対し非常に渴望しておるということである

のなら、必ずその結びつきは実績となつてあらわ

れてくるものだ、かように考えております。

○平林委員 まあこれは私はそういうことを要素

としてやつぱりチェックしてほしい。私らもそう

いうことは関心を持って今後の住宅ローンの実績

というのを、それこそ各別に点検をするくらい

な体制でやっていくべきだ、こう思つております。

○平林委員 まあこれは私はそういうことを要素

としてやつぱりチェックしてほしい。私らもそう

いうことは関心を持って今後の住宅ローンの実績

</div

す。

問題は、それに對する監督という場合には、いま申し上げましたような債務者との間の取引の公正という問題がありますが、もしも住宅金融会社が今後資金調達の面で新しいことをやつて、こうとする場合には、それに対する投資家保護という面が加わつていこうかと思います。これは貸し金業者でございますから、預金という形は扱えないわけでございます。

たとえば社債を出していくとかいう場合には、そういう意味から投資家保護という必要も起つてくるかと思います。ローン債権信託につきまして、そういういろいろな角度から検討する必要があるわけございます。今日の住宅ローンというものの重要性からいいまして、とりあえず試験的に実施してみたらどうだということと、近く発足することになつております。試験的にやってみたところが非常にうまくいくようではございます。それが非常にうまいいくようではございます。四社とも、希望があればそういうものを認めていくといふこともございましょうし、あるいは問題があるようではございますれば、これはまた別な方法に切りかえていくところで、現在ちょうど住宅金融部会で住宅ローンの金融の審議をやつておりますので、それと並行しながら問題點を研究していくうといふのが住宅ローン債権信託に対するこちらの考え方でございます。

そのほかの問題といたしましては、現実には、たとえばこの住宅金融会社の親会社からできる限り住宅金融会社に対する貸し付けをするようにというようなことも配慮していくのが当面の問題でございます。

これがうまく発展していくまして、将来何らかの法制的な規制あるいは保護が必要だという時点が起つても限りますが、現在の段階では、そういう法的措置ということはまだ考えておりません。

○平林委員 さつき質問の中で、この住宅金融専門会社の貸し出し残高は千二百億ぐらいというようなお話をしておったのですけれども、これはございません。

これからもふやしていくつもりですか。

○吉田(太)政府委員 必ずふえていくと思います。現在の住宅需要から見まして、このごろ一社当たり、大体月二十億くらいの伸び率があるといふことでございます。これは非常に異常なあれで、来年の春にはおそらく資金量は三千億に達するのではないか、そういうふうに考えております。

○平林委員 各金融機関では、今度の住宅ローンの問題は別ワクにしてくれというようなことがあって、これは日本銀行としても、そういうことをすると物価政策の面からよくないというので、総体のワクでやれといつておりますけれども、この住宅金融会社の問題については金融引き締めのワク外にするというような気持ちはあるのですか。

○吉田(太)政府委員 引き締めのワク外となりますというと、ちょっと語弊がございますが、日本銀行の貸し出し指導についての特別の配慮はしてもらいたいということです現在考へております。

○平林委員 最後に、中期預金の創設の問題について。きのうの新聞によると、田中総理大臣は閣議で、インフレ抑制の補完手段として中期預金を創設する必要があると発言をされて、大蔵大臣が具体的な作業をまとめるよう指示をされたと伝えられておりますけれども、大蔵省はこれについて今まで検討した結論がございますか。

○吉田(太)政府委員 先生すでに御承知のようになります。その中で中期預金の問題は、四十三年の金融制度調査会以来の非常に長い間の問題でございます。四十

三年の場合にも一応答申が出ておるわけでござります。その後も常にその答申の線に従つて、答申の中でいろいろ、慎重に考へるべき条件といふようなことがしるされていますが、常に検討は続けてきておるわけでございます。

最近の状況といたしましては、金融制度調査会の住宅金融の部会で、その住宅金融の資金調達の一ルートとしての中期預金というものの提案がございました。これは中期預金のみならず、たとえ

ば抵当債券でございますとかその他もろもろの提案の一環としてあつたわけでございます。ただ、中期預金の問題は非常に影響するところが多いわ

けでございまして、単に金融界という狭い社会の特定業界の間のバランスの問題だけではなくて、いろいろ国民経済的に影響するところも多いわけございます。この辺のところは非常に慎重な配慮が必要だうと思つております。同時にまた、基本的には、中期預金というものは、結局預金者への利益還元と債務者への利益還元とのバランスをどう考へていくかというところ最終的にはきめられるべき問題であろう、かように考へておるわけでございます。その辺のところはいましばらく時間をおかしいだいて研究をしたいと考えております。

○平林委員 田中総理の考え方の中には、預金者に魅力ある新預金を提供して、市中にだぶついた資金を吸収するんだという発想があるようですが、れども、中期預金で吸い上げられた資金が都銀などを通じてまた大企業の設備投資や生産の拡大といふ方向に走る、こういうことになるわけですね。

そこで、吸い上げられた資金の使い方についてワクをはめるという考え方とする必要があるのじやないか。たとえば、その吸収された資金を住宅金融に使つて、一〇〇%全部でなくとも、一定以上のは住宅ローン拡充に使つて、それでなければだめだ、このくらいの考え方をとるべきではないかと思うのですけれども、それについてはどう考へますか。

○吉田(太)政府委員 確かに預金が、たとえば中期預金として認められたものが、たとえば二年なり三年なりのものがそのまま純増で預金としてふえるという形でござりますれば、いままさに先生

御指摘のように、これはいわば高度成長のエネルギーをたくわえるという危険が非常に強いわけでございます。したがつて、もしもそれを何らかの

かつこうで運用していくのなら、できるだけ生産力化しないもの、あるいは国民の福祉にプラスになるものということは当然考へるべきことではなからうか、かように思つております。ただ、中期預金というものの全部がプラスに純増になるものかどうか、あるいは現在一年なり一年半なりの定期預金をしておられる方がそのまま延ばしていくという振りかえの部分もかなりあるうかと考えます。こういうものは単なる利益還元、金利が上がった分だけが預金者に恵まれるという性質のものとして考へるべき分も中にはあるうかと思いま

す。

この辺のところはもうしばらく検討させていただきたいとは思いますが、先生御指摘のように、いたずらに過去の高度成長のメカニズムにさらに油を加えるような形での、そのエネルギーを加えようなしかただということについては非常に問題がありはしないか、かように考へております。

○平林委員 もう時間も来たようですから、最後に私は、都銀や地銀の増資問題、これをちょっとと聞いておきたいと思うのですが、最近金融機関、特に都市銀行などは、海外短資の大量流入あるいは金融超緩和を背景にして法人や個人の預金が急速に伸びておるというようなことで、預金量が急速に膨張した、これは先ほど私が数字で申し上げたとおりであります。そこで、自己資本率そのものが相対的に低下する、そうすると、可能な配当の率、これは大蔵省の通達で指標が示されておるが、それが十分できないということから、増資をするという傾向がある。この増資をするということがなると、増資の割り当てを目標にして銀行の株が上昇する。かりに銀行が特に上位銀行が増資をするということになつてしまりますと、これは公募すれば相当巨額のプレミアムがそこでころがり込む。銀行の株主は大体銀行自身が多いです

から、結局プレミアム還元あるいは無償割り当てというようなことで、銀行そのものはさらにふところぐあいがよくなる、こういうことに相なるわけであります。

私は、金融機関というのはそう設備資金というものは、支店のことはございましょうけれども、必要でないという場合に、配当可能率を引き上げるために増資をするというような考え方、これはどうなんだろうかという感じがするのですけれども、この点についての見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○吉田(太)政府委員 さつき御指摘がございましたように、日本の銀行の自己資本の比率といふのは非常に少ないわけでございます。もともと資本金なり自己資本といふものは最終的な預金者に対する担保であるというところから、その自己資本の比率に対してもむしろこれを充実していく割近くまでいってもらいたいというのが、かねがねの指導の方針でございます。ただ、最近のように預金が非常にふえるというような状況でございまして、どうしてその自己資本比率がむしろ充実するよりは低下していくというような形になりますて、どうしてもその周期が比較的早くなつていくという傾向があることは事実でございます。ただ、その中でも長期信用銀行などは自己資本に比例した金融貸の発行ができるというむしろ実際上の必要性もあるわけでございますが、長期信用銀行の場合を別といたしますと、むしろ自己資本を確保させていくという金融行政のいわば基本的な考え方方がそこにあるわけでございます。ただ、そのためいろいろな問題が生ずるということがあつてはいけないことは申すまでもないことではございます。その辺のところはやはりケース・バイ・ケースでよく考えながら、証券市場の状況などもよくにらみ合せながらこれからやつていきたい、かように考えております。

○平林委員 自己資本率の低下を心配をするならば、私は含み資産——特に金融機関の自己資本率の低下というのは従来の資産を再評価していな

い、十分でないという点が、自己資本率が他の企業に比べて低いという顕著な例ですね。ですから、私はむしろ含み資産の再評価をやるということがあります。最近、企業もそうですけれども、時価発行その他の増資でよけい流動性を豊富にするといふことです。銀行もそうですけれども、時価発行その他の増資でよけい流動性を豊富にするといふことです。銀行だけに限らず、元来キャビタルゲインについては問題がありました。特に金融機関などは株式は一族郎党で株主を占めておられるわけでございますから、私はそういう意味では経営の合理化、健全化をはかるために株式を公開するというのは銀行の義務だと思う。いまさつきお話しにあったように銀行の義務だ。その義務に対する非課税というのはいかがなものだろうかといふ論述なのですから、主税局長いかがですか。

○吉田(太)政府委員 非常にむずかしい問題でございまして、再評価ということについてはこれはいかがかと私は思います。一般的の問題としてそういう方向に打ち出されるのであればともかく、この際金融機関といふものはやはり国民の金庫としてできるだけ充実させておくという姿勢はとつべきたい、かように思つております。

ただ、先ほどちょっと申し忘れましたが、時価発行ということについては、金融機関の場合には書きわめて制限的に指導いたしておりまして、端数程度ということで指導しているわけでございます。ただ、その中でも長期信用銀行などは自己資本によるほどの配慮はしていきたいとは思いますが、現在のところそういう再評価ということは適当ではなかろう、かように考えております。

○平林委員 地方銀行のほうでもそうですが、現も、やはりこことしてから相当の銀行が増資をやつておる。それからまた地方銀行の中にはこ

大、資金調達のパイプの拡充あるいは人手確保に有利だと、いろいろなこともあります。しかし銀行同士が上場という問題に刺激されて、そういう問題もある。ところが、これが税法では非課税な銀行だけに限らず、元來キャビタルゲインについては問題がありました。特に金融機関などは株式は一族郎党で株主を占めておられるわけでございますから、これは経済環境の変化、国際化あるいは取引先との関係でその利便をはかるという意味では適切な措置だと思います。同時に中小金融機関である信用金庫の合理化、健全化をはかるために株式を公開するというのは銀行の義務だと思う。いまさつきお話しにあったように銀行の義務だ。その義務に対する非課税というのはいかがなものだろうかといふ論述なのですから、主税局長いかがですか。

○高木(文)政府委員 前回の昭和四十六年のときの改正の際の経緯を平林委員もよく御存じでありますから、あえて申し上げるまでもないわけでございますが、いろいろ御提案いただき、御示唆をいただきて、現行のように株式公開をするためにつとめて、いま一族郎党と言われましたが、そういう方々がキャピタルゲインを得られるという場合に限つて非課税にするということになつておることは御承知のとおりでございます。そこで、そもそもキャピタルゲインの課税の問題は基本的に税制としては問題があるわけでございまして、先般の税制の御審議の際にもいろいろ御質問をいただき、お答え申し上げましたように、今後の問題としてはやはり何らかの道を開いていかなければならぬ。現状のままでいいとは思つておらないわけでございます。

ただ、ただいま御指摘のように、銀行だけについて特殊な扱いをすべきかどうかという点については、私どもはいつも申し上げることでございま

と思います。今後ともキャピタルゲインの課税問題、これは非常にむずかしい問題ではござりますが、ギアアップをすることなしにまじめに取り組んで、何らかの打開の道を見つけていきたい。その中の一環としてただいまの御指摘の点も頭に置いてまいりたい、こういうふうに考えます。

○平林委員 それでは最後に、法律のほうで、今度の改正で相互銀行法二条の改正で外為業務の取扱いができるようになりますから、私はこれは経済環境の変化、国際化あるいは取引先との関係でその利便をはかるという意味では適切な措置だと思います。同時に中小金融機関である信用金庫関係でも、相互銀行よりもむしろ規模の他は大きく、そして取引先もこうした関係する企業がかなりあるわけでございますから、ここにも認めてしかるべきであるというのが私の考えです。そこで今回一応見送られておりますけれども、準備期間をとつて、たとえば外為要員の養成をするとか、そういうような準備がある程度進行したならば、こうした措置もとるということをやってよいと思うのですけれども、銀行局長からその点について政府としての考え方を明らかにしておいてもらいたい、こう思うのです。

○吉田(太)政府委員 基本的にはいま御指摘のとおりだと思います。私どもも次の機会にはやはりおりだと思います。私どもも次機会にはやはり法改正をお願いすべきではなかろうか、かように考えております。ただ現段階といたしましては、何ぶんまだ経験不足ということも免れないわけでございます。現在は両がえの業務とというようございまして、現在は両がえの業務とというようなことの認可を通して経験を積みつつある、あるいは東京銀行と提携をして取引をやつておるという形で、いわば職員の訓練を今後むしろさらに鋭意努力していただきたい。その曉にはいま御指摘のようにやはり同様な扱いにすべきではなかろうか、かように考えております。

○平林委員 大体その他の法律内容は、われわれがかねてから希望しておつたことが、ある程度盛られてこの改正案になつておりますから、質問は省略いたしまして終わりたいと思ひます。

○鴨田委員長　この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

すなむち、目下運輸委員会において審査中の國有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、委員長間で協議の上、公報をもってお知らせいたします。

○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

質疑を続行いたします。村山喜一君。  
○村山(喜一)委員 最近、銀行の首脳部は、口を開けば大衆化路線とかあるいは国民福祉充実への役割りとかをそれぞれ強調しているようであります。そこで、社会的な責任というものを非常に強調するようになつたその考え方の背景には、企業活動に対する国民の批判の声がやがては金融機関に対しても同じような声となつてあらわれてくるのではないだろうかということに対する一つの危機感から、そういう態度をとられているのだとう報道もされているようです。

そこで大蔵省としては、銀行の首脳部の人たちが言われる大衆化路線というものは、一体どういうふうなものを考えて、何によつて大衆化路線が定着をしたとか、あるいは本物だという見きわめ方をしようとしていらっしゃるのか、そういうよう

○吉田(太)政府委員 大衆化路線と言われ始めたのは、実は私は都市銀行の人たちなどの一種の経営戦略から出てきたことばが最初の発想であったらうと思います。これは昭和三十年代の経済の姿が、非常に経済成長ということを重視して、経済優位という考え方ですべての経済活動が行なわれてきた。また、その過程にあって都市銀行といふものがいわば中核的な役割りを果たしてきたために、ある意味では好むと好まざるとを問わず、いわゆるオーバーローンという形で、非常に産業金融に傾斜した形で経営が行なわれてきたわけでござります。その裏目というか、実は総体的に預金吸収力が非常に低下してきたというのが三十年代の後半の姿ではなかろうかと思ひます。

その原因は、やはり何といいましてもそういう大企業中心の融資を統けている形であるわけでございますが、どうしても資金散布は歩どまるところは大衆であります。中小企業であるといふ形で国内の資金が流れていった。そのところに一番密着しておる金融機関ほど預金の吸収力が強かつたということがやはり過去の三十年代の姿ではなかろうかと思ひます。

その結果、都市銀行のシェアというのは漸減少してきた。これに対して中小金融機関というものがだんだんだんだん力が強くなつた。そういう預金吸収力の違いに対する反省から大衆路線といふことが打ち出されたというのが一つの契機ではなかろうかと思ひます。

そういう時点におきましては、大衆化といふことは預金を吸収するための大衆にサービスしていく、こういうかこゝで出てきたわけでございます。使途のいかんは別といたしましても、大衆を離れて金融機関の経営の基盤はあり得ないのだとう。自觉は三十年代の後半から四十年代にかけて非常に強くなつてきておるようございます。特に

四十年に入りましてから、国債発行という政策がとられまして、構造的に企業の手元流動性というものが充実してまいりまして、そういう形で中小企業あるいは大衆と密着していかないといけないという角度から、今度は融資面においても中小企業に対しても積極的に出ていこうという傾向があらわれ、今日におきましては結局預金者という方が同時に利用者である、したがってそういう預金者のために今度はその需要にこたえて消費者金融あるいは住宅金融に向かっていかないといけない、こういうところでいわば大衆化路線というのが本格化しつつある、かように考えておりますす。

私どもの指導方針といたしましては、金融界といふものが従来経済が非常に優位に置かれた時代につくられたいろいろな経済の秩序の中で行動しておりますだけに、いわば金融的常識というものが

がその外にある広い社会の常識と食い違つてくる面がえてして起こりがちでございまして、そういう意味からいたしますと、いわば金融の常識をえた社会の常識といいますか、社会の論理というものにより根を広げていくような指導をしていかないといけないということでやつておるわけでございまして、この辺のところは日本の経済の転換期とともに新しい秩序がこれからしていくのだとということで、いわばそういう新しい時代へ金融機関がいかにして適応していくかという、現在は過渡期のいろいろなルールをこれからつくっていかなくてはいけないのではないか、かように考えております。

○村山(喜)委員 四十七年度の貯蓄の増加額が二一%伸びて二十五兆八千億程度だということですが、そのうちの預貯金の伸びが二十一兆五千四百億といわれております。その金融機関との伸び率がどういうような状態になつていいのか。

○吉田(太)政府委員 預金の伸び率で申し上げますと、全国銀行が年率にいたしまして二五・三%、そのうち都市銀行が二五・三%、地方銀行が二五・三%の伸び率がどういうような状態になつていいのか。

○吉田(太)政府委員 その結果全体の金融機関のシェアで見ますと、都市銀行が民間金融機関の中の四分の一、二四・八%、地方銀行が一三・八%ということです。相互銀行は五・八%、七・一%といったところです。なお、いま申し上げましたこの表は狭義の金融機関ではございませんんで、保険会社、運用部、郵便貯金なんかを入れた中身でございますが、大体そういうことになつております。

○村山(喜)委員 相互銀行なり信用金庫のシェアが五・八%ないし七・一%というのは、四十七年九月末の金融機関の現況でございますが、この比率は下がっておりますか、伸びておるのでですか。

○吉田(太)政府委員 たとえば昭和三十五年度でシエア率を見ますと、都市銀行は全体の民間金融機関の中の三四・四%になつております。これが四十年代に入りまして四十一年二八・九%そして四十六年が二八%、ただ四十六年は多少高い年でございまして、四十五年でございますと二六・八%になつております。これに対しまして相互銀行は、三十五年が六・六%の構成比になつておりますが、四十一年に入りましたとき七・六%そして四十二年からずっと七・七%でございます。なお四十六年は六・五%と低下しております。信用金庫は同じく三十五年が五・七%ございます。四十年度に入りましたとき七・五%の水準を維持して、四十六年には八%になつておる、こういう推移を示しております。

○村山(喜)委員 これは広義の金融機関の中に占める数値だと思いますが、その関係からまいりますと、おたくの銀行局が出された金融年報の四十年代が二七・六%、これに対しまして相互銀行が二六・三%、信用金庫が二四・七%でございます。

○村山(喜)委員 その趨勢からいえば、貯金の伸び率というものはさほど大きな隔たりはない。むしろ全国銀行あたりに資金が集中するという形になつておりますね。それは間違いませんか。

七年度版、これで見てみますと、相互銀行の四十六年度上期の経常利益は相互銀行制度が始まって以来の減益であるということが指摘をされているようであります。そしてまた信用金庫の連合会の場合にも経常収支率は悪化をして、全信連が創設以来初めての赤字を出したというような指摘がされておりますが、それはどういうようなわけでそういう状態になつたのですか。

○吉田(太)政府委員 四十七年度の場合にはおそらくコールレートが低下をしていわば資産運用益が減つてきた。一方、預資金利息は當時でございますからまだ高い水準であるといふところから、主としてそういうコールレートの低下が大きく響いたのはなからうか。三十年代になりますと相互銀行、信用金庫はコールローンに出しておる収益が非常に多かつたといふことが一つその反対にございましたわけでございます。

○村山(喜)委員 その後最近、これは四十六年度の古い資料しかないわけですが、四十七年度の上期におけるそういう経常利益の動向といふのはどういうふうになつておりますか。

○吉田(太)政府委員 四十七年九月期の相互銀行に順調な増加ぶりでありますて、これに対応して融資も非常に増加をいたしております。特に增加額は従来の最高であるといふような状況でござります。これに反して収益のほうは、貸し出し金平均約定利率の大幅な低下が一番大きなことだらうと思いますが、伸び率としては四十六年の下期の増加率を下回りまして七・九%となつております。これが前期が八・八%、もう一つ前は八・二%というふうに状況になつております。

これがなぜ経常収益の伸びが鈍化したかと申しますと、やはり金融緩和で貸し出しの約定金利が大幅に減つてきた、低下したといふことが一番大きな原因のようございまして、前期に比べて○・二七ポイントも貸し出し約定利回りが減つてきました。それと先ほどのコールなどの余裕金運用の利回りが低下したということが原因になつておる

七年度版、これで見てみますと、相互銀行の四十

七年度版、これで見てみます。

○村山(喜)委員 四十七年の三月期における資金量と四十七年の九月期における資金量並びに融資

く

研究してお答えさせていただきたいと思いま

す。

○村山(喜)委員 各年度を追つて順調に伸びてき

て四十七年の九月になると伸び率が低下をした。

そこには何か原因があるのだろうと思うのですが、私はやはり相互銀行といふものが存在をする理由

というのですが、その特性といふものが今日金融機関の中で明確にされていないところに問題があ

るのではないかという気がしてならないのです。

約定金利を見てみましても、非常に金利は高いで

すね。そうしてペーベンドの問題にいたしまして

も地方銀行に比べたら低いわけです。おまけに税

金は、これは株式会社ですから信用金庫や信用組

合とは違つて都市銀行と同じようになつて

いるわけでしょう。そういうような点から見まして、今日相互銀行といふのはなるほど中小企業の中に

おける融資の比率の割合といふのは、シェアはわ

り高いことは高いのですが、それでも都市

銀行やあるいは地方銀行の融資比率よりもはるかに低いわけですね。そういうような点から考えま

すと、相互銀行といふのは一体何のために存在を

するのだろうか。地域の実態にあまりぴったりと合つていらないといふような問題もあって、その資金量がそれだけ伸びていないのではないかだらうか。

また公金の預託等についても、地方銀行あたりに比べるとほんのわずかしかないといふようなこと

で、そういうような公的な機関からも相手にされ

ないといふようななかつこうになつてゐるのではな

いだらうかと思うのですが、この相互銀行の位置づけといふ問題は、これからどういうふうにして

おきます。

○村山(喜)委員 今までの指導はそうですが、これからはどういうような指導をなさいますか。

七年度版、これで見てみますと、相互銀行の四十六年度上期の経常利益は相互銀行制度が始まって以来の減益であるといふことが指摘をされているようであります。そしてまた信用金庫の連合会の場合にも経常収支率は悪化をして、全信連が創設以来初めての赤字を出したといふような指摘がされておりますが、それはどういうようなわけでそ

ういう状態になつたのですか。

○吉田(太)政府委員 その原因については、私ちよつとまだよく承知しておりません。いずれよく研究してお答えさせていただきたいと思いま

す。

○村山(喜)委員 各年度を追つて順調に伸びてき

て四十七年の九月になると伸び率が低下をした。

そこには何か原因があるのだろうと思うのですが、私はやはり相互銀行といふものが存在をする理由

というのですが、その特性といふものが今日金融

機関の中で明確にされていないところに問題があ

るのではないかという気がしてならないのです。

約定金利を見てみましても、非常に金利は高いで

すね。そうしてペーベンドの問題にいたしまして

も地方銀行に比べたら低いわけです。おまけに税

金は、これは株式会社ですから信用金庫や信用組

合とは違つて都市銀行と同じようになつて

いるわけでしょう。そういうような点から見まして、今日相互銀行といふのはなるほど中小企業の中に

おける融資の比率の割合といふのは、シェアはわ

り高いことは高いのですが、それでも都市

銀行やあるいは地方銀行の融資比率よりもはるかに低いわけですね。そういうような点から考えま

すと、相互銀行といふのは一体何のために存在を

するのだろうか。地域の実態にあまりぴったりと合つていらないといふような問題もあって、その資金量がそれだけ伸びていないのではないかだらうか。

また公金の預託等についても、地方銀行あたりに比べるとほんのわずかしかないといふようなこと

で、そういうような公的な機関からも相手にされ

ないといふようななかつこうになつてゐるのではな

いだらうかと思うのですが、この相互銀行の位置

づけといふ問題は、これからどういうふうにして

おきます。

○吉田(太)政府委員 これはことばが足らなくて

恐縮でございました。

そういう方向にたどらざるを得ないものと考

えておりません。これは、一つは日本經

済自身の構造が大企業と、一方にはまた非常に格

差のある中小零細企業という形から、比較的中堅

企業を中心としたそちらにウエートが高くなるよ

うな経済の構造ができ上がってほしい、あるいは

そういう産業政策のあり方が期待されるというこ

とに伴いまして、金融面でも、やはりどうしても

そういう中小企業専門機関といえども、中小企業

そのものがそういう方向にたどりますれば、一般

の普通銀行と同質化する傾向はどうしても避けられ

れないだらうと考えております。そういう場合

に、同質化の方向の中での専門的色彩というもの

をできるだけ維持させていきたい。

そこで、自己資本に伴う指導でございますと

か、融資の大きさを伴う指導というよう

ことを

通じまして、経営のあり方としては同質化の方向

に向く引力が非常に強いわけですが、できるだけ

中小企業といふものに密着させていくよ

うな一つの規制を加えていく、そういうことが今後とも必

要ではなからうか。

いわば相互銀行に対しては、

中堅企業に根ざした金融機関といふことを目標に

今後とも指導をやっていきたい、かように考えて

おります。

○村山(喜)委員 そこで相互銀行の預金者別の預

金構成を見てみますと、一般法人が地方銀行に比

較をして落ちているわけですね。そのかわりに個

人のウエートが高い。こういうようなかつこうに

なっていますが、今度窓口規制が相互銀行に及

んだ場合に、一体どういうような影響をもたらす

と考えられておるのである。融資に対するチエ

クをした場合に、どれだけの運営ができる状態に

なっているのか。準備預金制度の問題については

対象からはずされましたけれども、窓口規制の問

題はとられるわけです。四〇%程度にとどめなけ

ればならないのではないかといふ話も聞い

ておりますが、そういう融資面に対する影響度合

いをどういうふうに判断をしておいでになります。

○吉田(太)政府委員 経済委員会の窓口指導の規制のワクいたしましては、四月から六月、すなわち現在進行中の期間におきましては、前年の同月、四月から六月に比べまして約一・五%増くらいに貸し出しの増加額を押えておるわけでござります。全体の量で申しますと二千六百億ということですござります。

○村山(喜)委員 他の金融機関の窓口規制の状態はどういうふうになりますか。

○吉田(太)政府委員 都市銀行の場合が一番きびしいわけでございまして、ちょうど四一六を四十七年の四一六と比較してみますと一六%減になつておる。それから前期と比較してみますと、これは前期の規制ワクが一兆三千二百億でありますから、都市銀行はこれを一兆に抑えられております。むしろ純減になつておるわけでござります。それから長期信用銀行も一〇%前年同期に比べるとふえておりますが、ことしの一三に比べますと四千二百億が二千六百億に減つておる。信託が同じくことしの一三が五千億でござりますが、これが四一六は三千六百億、こういうふうになつております。

地方銀行の場合は四千四百億でござります。これは昨年の四一六に比べまして〇・五%増という

したが、中小の専門金融機関のほうは融資が集中してしまっており、直接金融の方向で問題の打解に当たりたいという考え方がある。特に最近目立つて出てまいりましたのが、転換社債の発行がきわめて大きく取り上げられようとしているわけですが、間接金融を締めて直接金融のほうは放置するというのでは、全体の経済を抑制政策にならないというふうに考えるわけですね。

そこで、証券局としては、そういう間接金融の引き締め政策に対応して、今後どういうようなな金融の引き締め政策をとらねようとしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、木村（武千代）委員長代理着席〕

○坂野政府委員 御承知のとおり、わが国の産業資金の調達は、大部分が預金貸し出しという形で行なわれてまいったわけでありまして、そういう意味から、言われます直接金融は国民经济的に見ますと非常にウエートの小さなものであったわけ

うれしいものに該当しない場合には耳もとをなじむ形で会話を聴き取れる、あるいは、その結果、急激によってまいりました姿はやや横ばい的に抑圧されております。時価発行増資のほうはかなり大幅に削減されておりますが、転換社債のほうはそういうことで横ばい状態というものが四十八年度の上期であります。

しかし、言われますように、たまたま金融引き締め期でもありますので、数量についてはさらに縮みに検討していくたい。

それから、いまの株式市況のようすが非常に沈滞ぎみで、かつ動きやすい状態にありますことは、転換社債の発行価格をきめることが非常にむずかしい現状でありますので、四十八年度上期に予定されておりますのも、全部発行されますかどうかはわからない現状にあります。おそらくは、幾らか減少ぎみになっていくのではないかというふうに考えられます。

なお、いまのところ、四十八年度の下期は、か

十六年と四十七年の兩年度にかけていわゆる過剰流動性と申す資金という形で流動している、金融機関がむやみやたらに貸し付けていたものが、二十五兆円だと言ふられたことがたしかありましたね。そういうようなところから、直接金融による資金調達の状況については証券局長から、四十七年度分については御説明願いたいのですが、間接金融による資金調達の状態がどういうふうになっているのかと、いうことを、銀行局長のほうからお聞きをしたいわけです。

○吉田(太)政府委員 おそらく御質問の趣旨が、わが国のこと一、二年のいわゆる過剰流動性と申しますが、国内に現金あるいは何らかのかつて信用で供給された、その供給のルートがどういう形で供給されたか、あるいはそのウエートがどういうこととかということではなくうかと思いますが、そういう御趣旨でございますと、全体で、たとえば四十六年でござりますと十三兆といつた

○村山(喜)委員 そこで、その日銀の窓口規制によりまして、四月から六月強化措置をとられて、都市銀行の場合には前年同期比に対して一六%の減という措置をとつて、そしてそういうような窓口規制をやるものですから、結局不動産とか建設とかいうような特定の産業分野は、ほとんど金を借りることはできないという引き締めがとられています。その結果都市銀行としては、かねてから深い関係にある地方銀行であるとかあるいは相互銀行とか農林系の金融機関へ融資のあっせんを依頼をするというような傾向があるよう聞くわけですが、その場合に、そういうような状態の中でだんだん資金は窮屈になっていく、しかしながらまだ企業の手元流動性は高いという見方をしておられるのだろうと思いますが、これも金融の引き締め政策というものが間接金融の形で引き締められてまいりますと、勢い逃げ口はそういうことですござります。大体一一三並み、一一三よりちょっと多い程度というのが地方銀行の規制のワクでございます。

あります。このところ一两年、過剰流動性その他の原因から、株式の発行市場並びに言われますところの転換社債の発行市場というものが非常に活発になつてまいつたことは事実でありますから、全体の量といたしましては、御承知のとおり公募増資を含めまして、増資は昨年度一兆三千億円、転換社債の発行は二千八百八十億円に四十七年度はとどまつたわけであります。四十七年度の後半から転換社債発行が非常に盛んになつてまいりますが、四十八年度の上期にも幾らかして、その流れが、四十八年度の上期にも幾らかその余韻が残つております——残つておると申しますが、その流れの強さがなお響いております。

こういうことを踏まえまして、四十八年の四月以降は転換社債の発行につきまして、引き受け証券会社の申し合わせ基準というのをつくりまして、質的な基準、量的な基準それから発行の間隔、親受け比率、それからいわゆる幾らで発行するかという発行価格、アップ率の問題、そういうことについて詳しい取りきめをいたしました。そ

○村山(喜)委員 この間接金融によつて産業が資本調達をやりましたものは、四十七年度で幾らと  
いうふうに踏んでおられますか。

○吉田(太)政府委員 私どものほうで、これは日本銀行の資金循環勘定という一種の統計的な手法でございますが、それで試算いたしましたところによりますと、間接金融と直接金融の割合といふことを見ますと、全体の中での間接金融、いわゆる金融機関、狭義の金融機関を通ずる割合は、四十六年で八六%ぐらいでございます。四十年ぐらいいは九四・九%でございました。四十年、四十二年というところは九四、九三、それが四十四年に入りまして九〇%になり、四十六年で八六%、こういう状況になつております。なお、昭和三十三年ぐらいでございますと八四%、一番減りましたのが昭和三十六年の六七%、こういう状況でございます。

なり大幅に減っていくのではないかという見通しであります。

金が、民間の金融組織からいわゆる民間経済の中に出でていった。これに対し、政府を通じる信用増あるいは外為会計の信用増は幾らかというような統計は承知いたしておりますが、そういうことでございましょうか。

○村山(喜)委員 外為会計を通じまして、払い超になった分が六兆一千億という数字が算定できました。ところが、民間の金融機関等がそういう不動産会社や商社あるいは事業法人等に貸し出した金が兩年度で二十五兆円にのぼる、こういうようなことを言われておりますね。それのいわゆる資金量的なものをどういうことなんですか。

といいますのは、金融機関の現勢というんですか、現況は、四十七年の九月末の統計数値はいただきましたが、この四十七年度の全体のまとまった数値はまだお持ちにならないだらうと思いますので、その傾向の数値からその大体の見通し、それは出てくるのではなかろうかと思いますので、その点をお尋ねをしているわけです。

○吉田(太)政府委員 いま、二十五兆と総裁がおつしやったというような数字でござりますと、おそらく対民間信用増ということを存じます。それは四十六年が、十三兆一千億が民間の金融組織を通じて市中に散布されたからこうになっております。四十七年は、十二月末でござりますが、十五兆五千億といったところでございまして、四十六年、四十七年を合わせると二十八兆六千億という形で市中に信用が追加された形になつております。これに対しまして、外貨を通じてふくれました通貨といたしましては、四十六年、四十七年、同じ期間では大体四兆ということでござります。そういうことからいたしますと、大体八割が民間信用の増、二割が外貨を通ずる

なお、六兆といわれております分は、外為の外貨の売り上げでございまして、その中から、そのままの形で日本銀行に輸入資金として入ったものと差し引きますと、大体それが四兆五千億くらい

ではなかろうか、かように考えております。

○村山(喜)委員 合計いたしまして三十二兆余りの金が、それだけ土地や株のほうの買あさりの資金として使われていく、あるいは設備投資に回るというものが、全部トータルをしたら幾らになりますか。

○坂野政府委員 事業債は、発行ベースではなくて、償還もありますので純増ベースで數えますと、二千二百八十九億であります。発行ベースでは六千五百五十二億であります。株の払い込み、転換社債は先ほど申し上げましたとおりでございまして、それらを合計いたしますと、一兆八千五百一十一億円であります。

○村山(喜)委員 こういうよな一兆八千億余りの直接金融による資金調達が、四十七年度においては行なわれた。四十八年度の上期の見通しはどういうふうになりますか。

○坂野政府委員 いまの数字に対応いたしました事業債の純増がまだわかりません。償還が実際に行なわれておりますので、これらの予定が不明確でありますのでわかりませんが、上期の概算を申し上げますと、株式の有償払い込み額が四千億円程度、転換社債は二千八百億円程度、事業債発行額が千五百七十六億円であります。いまの事業債は四月、五月だけであります。したがいまして、まだこの先の分が入っておりません。そういうことでありますから、いまのところ上期で明確なものは八千三百億円程度ということであります。

○村山(喜)委員 預金準備率の引き上げ、それから窓口規制、それに公定歩合の〇・七五%の引き上げ、こういうよう三本柱によって、金融の過剰流動性の調節というのですか、それの引き締め政策をとる、それから、公共事業は繰り延べ措置をとりますが、これはやはり生産活動なりあるいは出荷、在庫の状況、場合によつては日本銀行券の増発基調にも変化が起るかも思ひます。そういうやはり実物経済と申しますか、経済の実体面の

ういうよな引き締め政策を間接金融でとりなが

ら、直接金融のほうへだんだん逃げ場を求めていく事業法人等が出てくるという傾向がありますの金が、それだけ土地や株の買あさりの土地や、有価証券の手持ち資産の換金売りが出てきた段階が本ものだというところまで、金融の引き締め政策をとつていかれるつもりなんか、一応の目安をどこ辺に置いてやっていくと情勢が鎮静化するという見通しを立てられることになりますか。それは、いわゆる事業法人が持つている土地や、有価証券の手持ち資産の換金売りが出てきた段階が本ものだというところまで、金融の引き締め政策をとつていかれるつもりになりましたときに、一体どこでそういうよな経済においてお尋ねしたわけですが、いまのところそういうよな引き締めがずっと続いてまいりまして、これらを合計いたしますと、一兆八千五百一十一億円であります。

○吉田(太)政府委員 現在の引き締め政策の基本は、単に金融面における資金の過不足を調整するという段階を越えまして、むしろ金融面の裏にあると申しますか、さらにその裏にある実体経済の活動に対して、直接攻撃しようというのが現在の公定歩合引き上げを中心とした金融引き締め政策のねらいでございます。したがいまして、あくまで日本の経済活動そのものの拡大テンポをある程度落とすところに、この引き締め政策がきいてくることのねらいがあるのでありますので、そういういわば今回の金融面における引き締めを通じ、これが企業家の心理に影響し、企業家がそれによつて将来の投資活動を適当に調節していくこと、そういう効果が出てくるまでは、やはりこのような引き締め政策は続けるべきであろう、かよう考へております。

そういういわば企業活動のあり方が変わることが何によって出てくるのかという御指摘かとも思いますが、これはやはり生産活動なりあるいは出荷、在庫の状況、場合によつては日本銀行券の増発基調にも変化が起るかも思ひます。そういうやはり実物経済と申しますか、経済の実体面の變化が出てくることが、やはり今度の引き締め政策に対する姿勢を変える一つの契機ではな

かるか、その前の段階で金融面が縮まってまいりますということもあるうかと思います。あるいはその金詰まりの結果、いろいろな手当てをするための金融面での動きがあろうかと思います。債券の売買でございますとか、あるいはいま御指摘の土地の売買のものも、あくまで金融的な手段の一つの反応ということはあろうかと思います。

しかし、ねらいといたしますのは、その結果全体の日本経済の拡大テンポが縮小する方向に向かうという見方が得られるときまでは、やはり現在の引き締め政策は続けるべきではなかろうか、かよう考へております。

○村山(喜)委員 最近卸売り物価がある程度落ちついてきた、商品投機も鎮静化してきた、そういうよな状態の中で、引き締め効果といふものが漸次あらわれてまいるわけですが、経済情勢はやや鎮静化した、こういう見方で、しかしながら企業の手元流動性はまだ依然として厚いし、あるいは企業間信用の水準もまだ最低であるといふような状態から見ると、景気はまだ上げ潮ムードといふものが残つておつて、もっと引き締めがきかなれば物価の安定という問題もこれは実現ができる、こういうよな見方をとつていらっしゃるわけですが、そうなると、いまの政策は、前は過剰流動性の引き締めというのですか、その政策だったが、いまの経済政策としては総需要抑制策に移つていつたのだ、こういうとらえ方をするわけですか。

○吉田(太)政府委員 表現といたしますと多少そういう感じにもなるかと存じます。ただ、けさほどお答えいたしたわけでございますが、流動性対策といいますか、流動性といふものがあくまで、単に資金が多いか少ないかということではなくて、そういう資金を利用する利用のしやすさが裏にある、その利用のしやすさが、たとえば投機でございますとかあるいは投資活動といふことに

転化しやすい、それの結果過剰流動性だといわれ  
るようないろいろな摩擦現象といいますか、好ま  
しからぬ現象が起こってきておるわけでございま  
す。ひつきょうするに、そういう資金を利用するする  
利用態度というものに変化が来ない限りは過剰流  
動性対策にもなり得ないことである。

そういう意味からいたしますと、総需要を抑制  
するということは実体経済に着目した説明でござ  
います。過剰流動性対策というのは金融面に着目  
した対策であるということがいえるわけでござい  
まして、二者は異なるものではないと思います。  
ただ、どちらかといいますと、ことしの春から初  
めのころは金融面に着目した流動性対策といわれ  
ている面が強いわけでございます。その後公定歩  
合の引き上げあるいは窓口規制強化というような  
ものは、単に金融面だけではございません。その  
裏にござります実体経済の活動規模そのものを縮  
小をさせるための政策である、こういう意味では  
総需要抑制策であるということもいえるのではないか  
かろうか、かように考えておるわけでございま  
す。

これは全部うそではございませんが、しかし、発想は確かに西ドイツで、ことしになりまして典型的な安定国債を発行している。これは從来の国債と申しますものは所要の財源を調達するための、國の経費をまかなうための国債發行、こういう考え方から一歩踏み出しておりまして、つまり財源が必要だからではなくて、それを凍結するためには國債を発行する。したがいまして、その目的は過剰の流動性と申しますか、民間の資金を吸い上げて凍結するということについてはある種の金融的なものでございます。そしてドイツの景気調整資金も、その凍結しました資金は後日と申しますが、あるいは後年景気が不況におちりましてこれを浮揚させるための刺激が必要である、それを財政面から行なう場合の支出の財源として用いることができる、こういう構想のように思われます。もっとも西ドイツの場合には、安定国債と景気調整資金というものは完全にオーバーラップしているわけではございませんで、別途臨時の増税を行なって、その增收部分を景気調整資金に入れたり、あるいは景気調整の觀点から歳出繰り延べを行なった場合の余剰金、これを景気調整資金に入れる、そういうような道もあるようでございます。

検討願つておきたいと思うのですが、過剰資金といふものが何らかのきつかけであれば回つていく姿の中で、たいへんに物価がはね上がる、卸売り物価も消費者物価も上昇に転じていくという形がわれわれのいま生活をしている中において生まれてきたのですから、そういうような点から、個方で大臣が言われたのだということで新聞に出ているわけですが、あるいは中期性の定期預金の問題については総理が指示をしたというようなことも新聞に出ている。あまりにも手軽に次から次に指示やあるいは何かを連発をされているところに今日の政治の貧しさを感じるわけです。

だから、もっと具体的な検討を十分に行なった上で政策というものをつくらなければ、その日暮らしの政策が新聞をにぎわして、それもけつこうなことじょうけれども、実際はそれができないというようなのが田中内閣の実態ではないかとうようなふうにわれわれは受け取るわけあります。

そこで、あともう少し時間をいただきたいと思いますが、住宅ローンの問題ですが、最近二千万円までは借りられます、二十五年間借りることができますというようなことで、それぞれ金融機関が住宅ローンを発表しておるわけですが、問題は金利です。この金利が、今度は金融の引き締めとそれから公定歩合の引き上げ等によりまして、金利は何とかして押えるということで指導をされましたので、住宅ローンの金利は据え置きになつたようですが、いまの住宅ローンで家をつくる、なるほど確かに四十七年度は民間の住宅は二八・五%ふえたようであります。それは金融機関が住宅ローンを広げてそれをふやしてくれたから、そういうような家もできたのだと思うのですが、片一方においては、そのために地価上昇のテンボが上がっていくし、木材の價格は上昇をしていく、鉄などの資材も値上がりをするというような形になってきたわけです。

そこで、大衆化路線は住宅ローンだというよう

なことで、これからもいろいろな金融はやるだらうと思うのですが、二十五年もずっと借り続けいくということになると、借り入れ金額の金利負担分は一体総額のどれくらいになるのですか、現在の金利体系の中で……

○吉田(太)政府委員 具体的なケースでむしろお答えすべきかと存じますが、現在の金利の高さでは、二十年でございますと、住宅ローン、都市銀行の場合でございますと大体九%というような金利になつておるようでございます。全体の負担は、返済条件、毎年毎年どれだけ返していくかと、いうことで、残債に對して九%をかけていくことになるわけでございますので、ちょっとどういうふうにお答えいたしていいかわかりませんが、一割近く毎年自分の返済金額にふやして返すということは、九%という金利から当然のことだと思ひますが、二千万円の場合に幾らになるかというようなお答えをすれば……

○村山(憲)委員 いいです。私は、金融機関がそういうようやかな大衆化路線で住宅ローンをこれからもやつていこうということに対しても反対をするわけじゃありませんが、資金の裏づけをする場合には、資材やその他のそういうような実際面からの裏打ちもなければ、たゞやみやたらに金を貸すから家をつくれ、今度の四十八年度の予算の中で、住宅金融公庫等を通じまして資金も出る、融資が拡大をされるというようなことが出ておりまして、土地は自分で見つけなさい、そして値上がり分は自分で負担をしなさい、金だけは貸してあげますよというのが日本の住宅政策の柱になつてきている、主軸になつてきている。そういうような住宅政策というものがはたしていいのかどうか、ということについては、十分私は、資金的な面だけじゃなくて、その内容なりあるいは質の問題からも検討をし直して見る必要があるのではないかと思う。特に公共住宅等を柱に据えるような住宅政策というものが、これが主軸にならなければ、日本の都市の住宅政策というものは、持ち家政策を中心の住宅政策ではやっていけない段階に来てい

るのだというふうに考えるわけですよ。それで、その点については、これをどしどし進めていきなさいというような方向ではなくて、もっと中身の伴うものとして大衆が利用できるようなものを考え、しかもそれが実際に都市における住宅政策の中におけるしっかりと位置づけをやってもらいたいということを要請をしておきたい。

そこで最後にお尋ねいたしますが、店舗行政の問題であります。これは四十八年、四十九年度の設置計画の内容をちょっとと説明を願いたいのです。というのは、新設が五百九十五店ですか、二年分を一括して許可をされたようですが、その店舗政策はどういうふうにとられようとしているわけですか。

○吉田(太) 政府委員 店舗政策の基本的な考え方  
いたしましては、大体全体的に銀行の店舗とい  
うものは、一体幾つあればいいかという問題が一つ  
基本的のあるうかと思います。しかし、これはそ  
れぞれの事情によって、店舗の数と人口の関係と  
いうことは一律に出てまいりません。たとえばド  
イツであるとかアメリカであるというのは非常に  
たくさん店舗がございます。わが国なんかはむし  
ろ大きな店舗という形で、英國とかわが国なんか  
は比較的數は少ない。全国で一万五、六千、店舗  
の數はそんなことであったと記憶いたしております  
す。全体の店舗を規制するという考え方よりは、  
金融機関がいわば企業としての經營のあり方から  
店舗を出していくことに対して、むしろ社会的と  
申しますが、国民的な立場から、店舗があるべき方  
向に誘導していくというのが、これからのお店舗行  
政の基本的な考え方ではなかろうか、かように考  
えております。

そういうことからいたしますと、金融機関の店舗の希望というのは、きわめて全国的には少ない、競合するところに非常に殺到するというわけではございませんので、むしろその意欲を散らすことによつて利用者の便に供したい、そういうところに店舗を設置すべきであるということが基本になつております。そういうことからいたします

と、新設といいますか、二つに分けまして、一つは従来どおりの、金融機関が希望する場所に近いところ、人口、企業がふえているから出すというカテゴリーが一つございます。もう一つは、近くに金融機関がないところに、そこなら認めますという形のカテゴリーと二つに分けて、半々の数にふえたわけでございます。それから二年間にいたしましたのは、一年間に無理して出すことよりはむしろ長期的な期間を計画的に考えて、地価の高騰というようなことのないようにならかじめ計画的に処理していくことがしやすいようにと、いうことから二年間、二年分を認めることにしたわけでございます。

しまして、銀行の希望によって一方から一方に移すことを認めておったわけですが、これがどうしても過度に集中するところに配置転換が行なわれることをむしる矯正する意味から、配置転換については制限的に考える。例外といたしまして、合併による店舗が重複する場合にそれを整理するということ、もう一つは店舗が多過ぎる地域からそれを間引いて地方に持っていく、こういうときにはむしる認める、こういう基準でやつておるのが大筋でございます。

なお、そのほかに固地内でござりますとか、あらへ日也に靠ざるるうえ、ここにまとめて一まとめ

の店舗をやられた結果は、結局所得源のある、ある都市のほうに全部集中しちゃって、いなかのほうから金融機関がなくなっていくという現象が出ましたですね。その結果、資金を借りようと思つても、今度は利用者のほうは支店がなくなつていくのですから、都市部にまで出かけていかなければならぬということで、たいへん不便な状態になつた。結局、そういうような状態になつて、勢い銀行から農協へ資金が流れたり、あるいは郵便局のほうに資金が流れたりするというような傾向がありましたですね。そういうような点から見て、配転の分については、これは今度はどの程度に押えてあるのですか。

○吉田(太)政府委員　いま御指摘のような問題がございましたので、配置転換については、店舗が多過ぎるところから出て行く場合、合併による重複店舗の整理、その二つ以外は認めない原則でやつたわけでございます。そこで今回の配置転換、そういう合併による重複店舗と、店舗が過密の地域から地方へ出ていくという場合で認めたのが七十五でございます。これは二年間で七十五でございます。それから四十七年度は、一年間で百七十の配置転換を認めたわけでございますので、一年にいたしますと、今回の認め方は七十五の半分、約四十五でございます。大体四分の一くらいになります。それで、こういうことでございます。

○村山(喜)委員　最後に、自己資本の一〇%を二〇%に引き上げて同一人に対する融資額が引き上げられたわけですが、これについては上位シフトという状態が起こらないように行政当局や金融機関が特段の配慮を払うということになつておりますが、貸し付けの実態から見て、大口のほうについては、それだけ件数が少なくなり、コストが安くなつて貸し付けやすいわけです。そうなつてきましたと、上位シフトを防ぐ対策というものが示されなければ、今度の改正案の中ではこれは卒業生金融あるいは中堅企業金融に対する重点政策ではなつかというふうになりかねないわけありますか。その上位シフトを防ぐところの具体的な方策をど

○吉田(太)政府委員　いま御指摘になりましたのは相互銀行の場合の五億で、これは現行の自己資本の一〇%以内ということであってもその限度が五億をこえる場合には、五億をこえる融資の合計が融資全体の二割以内に押えてほしいという指導がござります。これを今度自己資本の一〇%以内がたいたいと思います。

というようすに法定限度を改正することによって、この五億という金額限度を幾らにするかという問題が別途あるわけでございます。

それから、融資の金額限度につきましては、四十三年の金融制度調査会の際の話をおつしやったものと思いますが、これを基準とすることが望ましいということを私どもが現在五億にしておる、それはなぜかという御趣旨かと思ひます。これはいま先生自身が御指摘になりましたよな金融機関としての合理化、効率化ということと、それから専門機関であるべきその理念ということの調和として検査などで調べてみますと、どうも五億といふことで押えるのが適當である、かように判断したことによるものでござります。

それから、上位シフトを防ぐ具体策としては、いま申し上げましたよな、そういう自己資本による法定限度というものがあつても、通達による限度を設けることによって上位シフトといふことは防げるのではないか、かように考えております。その実例としては、たとえば上位十行、大きなほうの相互銀行についてみますと、自己資本の五%をこえるような大口貸し出しというものがそれらの銀行の融資総額の大体四%程度という現状、それから下のほうをとつてみますと、下位十行をとつてみると、同様大きな貸し出しというのが大体

一八%前後であるというところから見て、そう大口シフトと言われるような状況はいまのところは考えられないのではないか、かように考えております。

○鴨田委員長 次に、荒木宏君。

○荒木(宏)委員 改正案の理由についてまずお尋ねしたいのですが、趣旨説明によりますと、たとえば中小企業の資本装備率が上昇した、金融に対する要請が多面化したといったような御説明があり、また他の議員の質問に対して政府委員の答弁されたところを伺いますと、中小企業の資本の規模といいますか、これが数年の間に百六十数%でありますか、拡大している。こういった説明を伺つたのであります、私は、伺つておりまして、再三指摘されております上位シフト、まあ資金効率だとかあるいは資金コスト、利潤追求、そういう面からどうしてもこういった傾向が出てくるおそれがある。ですから、政府委員の説明された数年間に百六十数%ふえておるというところも、客觀情勢がそういうふうに変わっているのではなくて、あるいは相互銀行なり信用金庫がそういった上位のほうへ向けて顧客層を移していくおるということも考えられるのじやないか、こういふうに思つておつたわけであります。

そこで、局長に伺いたいのですが、得意先については選択ができるわけでありますから、得意先の資本規模がどうであるかということは調べておいて、客觀的に日本の法人の資本規模がこの数年の間にどう変わっているか、法人を対象にして、たとえば一億円を刻みにそれ以下とそれ以上と構成比が動いているのかどうか、あるいは実勢の推移がどうなつていいのか、こういう点についてどうなつておられるかをまず伺いたいと思います。

○吉田(太)政府委員 これは、大蔵省の法人企業統計年報による数字でございますので、必ずしも相互銀行なり信用金庫の取引先ということではございません。それによります業種別の資本装備率ということで、四十二年度と四十六年度と対比し

て申し上げます。

まず、全産業で申しますと、資本金が五百万円未満のところが一六六%、五百万から一千万未満が一六九%，それから一千万から五千万未満が一七一%，五千万から一億円までが一六〇%，こういふように資本装備率がふえております。

その内訳で申しますと、製造業が、五百万未満が一六八%，それから五百萬から一千万未満が一六六%，一千万から五千万が一七〇%，五千万から一億が一六七%。卸・小売業につきましても同様でございまして、五百万未満が一四四%，五百萬から一千万未満が一六九%，一千万から五千万未満が一五四%，五千万から一億が一六三%。

それからサービス業が特に高いわけございまして、五百万未満が一四五%，それから五百萬から一千万が一五三%，それから一千万から五千万が一九二%，五千万から一億が一三六%。それからその他がやはり同様でございまして、五百万未満が一七六%，五百万から一千万未満が一七二%，一千萬から五千万未満が一八一%，五千万から一億が一五五%というよう、大体五割以上六割の増加になつておる。これは必ずしも金融機関の取引と

いうことでなく、法人企業統計で調べた数字でござります。

○荒木(宏)委員 そこで、今回の改正案に関連させていまの御説明を伺いますと、たとえば信用金庫の場合には融資対象法人、融資対象の企業、一億から二億、こういうふうにワクを広げるという事になつておりますね。相銀は二億から四億。

そうしますと、今度の改正案にとって重要な点は、融資対象になる取引先ですね、それが一億以上がふえたのかどうか。一億以下でまかない切れど、どうなつておるのかどうか。ここのかどうなつておるのかどうかと思つておるが、一つの目安ではなかろうかと思うわけであります。

○吉田(太)政府委員 これは、大蔵省の法人企業統計年報による数字でございますので、必ずしも相互銀行なり信用金庫の取引先ということではございません。それによります業種別の資本装備率の間をとつてみますと、〇・七%から〇・六%で

これも構成比としては大体横ばいになつておる。実数で見ますと、この三年間に一億円以上が千百四十分件という、もう比較にならないくらいです。

ですから、いま五百萬刻み、一千万刻みということで御報告を伺つたのですけれども、今度の改正案にからんでおる一億というところで線を引けば、構成比は変わつていいなし、実数はむしろ一億以下のほうがうんとやえている。

だとすれば、客觀情勢の推移というよりも、相銀、信金を上位へシフトしたい、取引先を動かしたいといったところが今度の改正の主たる理由というふうにも見られるのではないか、こういう考え方が出てくるわけですが、いま指摘をしました、一億を境にした法人構成比の推移と関連をしますと、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○吉田(太)政府委員 今回の法律改正は、一つに中小企業基本法の中で、中小企業そのものの五千万という定義を変えて、一億円にするということがまず条件としてござります。したがいまして、それに応する信用組合の制度改正がござります。

中小企業金融機関としての三段階と申しますか、三つの金融機関のあり方を定める場合に、信用組合、信用金庫、それから相互銀行それがバランスのとれた形で中小企業あるいは中堅企業にお世話を、こういうのが基本的な中小企業金融問題だけではございません。むしろ中小企業基本法全体を通して一つの考え方になつておるわけでございます。それに合わせまして、私どもも三段階制として融資の充実をはかつていきたい、こういうことでござります。必ずしもこの制度が変わつたから相互、信金の融資が大口にシフトするといふことと、制度の改正即ちその結果が要りましません。

○荒木(宏)委員 制度の改正即ちその結果が出るということは、いろいろな分析が必要しまよ

うけれども、いまおつしやつた、中小企業基本法が変わつたということはもうそのとおりであります。しかし四十三年の改正のときには、そういう基本法の改正なくしてワクの拡大があつたわけですね。また三金融機関相互間のバランスという話もあるのですけれども、これは一上升れば続いてみな、バランスを保とうとすれば上がつてくわであります。私がそういうふうに繰り返し申しておりますのは、今度の改正によつて、そのにはいまの相互銀行、信用金庫の貸し出しの実態との関連でいろいろ検討しなければならぬ思ひです。

そこで、政府委員にお尋ねをしたいのですが、相互銀行と信用金庫で、貸し出し金額の階層別といいますか、その違いによつて資金量がどういうところへ集中して動いているか、これについての調査があればお伺いしたいと思います。

○吉田(太)政府委員 相互銀行と信用金庫それぞれ金額別に貸し出し件数を申し上げますと、百万円以下が、相互銀行の場合でござりますと貸し出し件数にして六三%，信用金庫の場合でございますと六五%でございます。それから百万から五百萬までのランクになりますと、相互銀行の場合が二三三%，信用金庫の場合が二四%でございます。

五百萬から一千万までが、相互銀行が五%，信用金庫が四%。一千万から五千万までが、それぞれ五%，同様の数字でござります。五千万をこえ一億に至りますと、相互銀行が一%，信用金庫が〇・六%。一億から二億が、相互銀行が〇・六%，信用金庫が〇・二%，こういう状況でございます。

○荒木(宏)委員 いま伺つた資料は私がいただいたのと大体同じようでありますから、これをもとにお尋ねをしたいと思いますが、いまのお答えでありますと、相互銀行にしても信用金庫にしても借りている金額が百万円以下という得意先、融資対象が六十数%，半分をはるかに上回つてゐる。

これを五百万円で切りますと、五百万円未満は、相互銀行も信用金庫もほとんど九割に近い。正確にいえば、相互銀行が八七%で、信用金庫が八九%ですから、九割近くの人たちが、相互銀行にしても信用金庫にしても五百万円以下しか借りてない、こういうふうな実態だというふうに伺つたわけです。

かかるに、そこへいつていてる資金量というものは、相互銀行は百万円以下が四・三%、百万円から五百万円が一・六%ですから、両方合わせますと約一五%。だから、九割近くの人たちが貸し出しを受けている金額というものは、相互銀行の総資金量のうちでわずかに一割五分しかない。信用金庫についても同じことで、約九割近くの融資対象は二六%の資金量しか融資を受けてない。一方、一億をこえる分は、相互銀行では、融資対象としては〇・九%ですから一%にも満たない。にもかかわらず融資を受けている資金量は三四・二%なんです。だから、一%に満たない融資先が三分の一以上の資金量をずっと自分のほうへ引っぱってきてる。信用金庫にても、一億円以上といふランクで見ますと〇・二四%ですから、これまた一%にはるかに及ばぬのですけれども、ここで受けている資金量が一四・二%ですから約一割五分です。

こうして見ますと、相互銀行も信用金庫も、いわゆる小口金融といわれるところは、希望者はどつと来ているけれども、金は少ししか回つていません。大口金融といわれるところは、融資対象はずつと少ないけれども、資金量はうんと回つてます。そういう実態になつてゐると思うのですけれども、大蔵省のほうではどうごらんになつていますか。

○吉田(太)政府委員 これは小口である場合には、件数と金額の割合からいたしますと、どうしてもそういうことにならざるを得ないものだと思います。ただ、相互銀行の場合でも、件数、割合を比べて一番多いのはやはり一千万から五千万、あるいは五千万から一億といったところが融資の中心になつておる、こういう実情でござります。

ただそういう融資に応ずることがいいか悪いか、あるいはもっと小口にやるべきではないかという問題は、「一つの金融機関の経営のあり方としては確かにあるのかもしれないと思います。しかし全体七十何行の相互銀行あるいは五百に近い信用金庫のそれぞれの個々の経営のあり方として、必ずしも一様に経営がされるわけではなくませんし、立地条件にもよろうかと思ひます。したがいまして、これはやはり一つの民間金融機関であるという実態を踏まえて考えてみます場合に、そのあり方として、非常に異常な姿であるということには考へてはいなわけございます。

ただ、先生も御指摘のように、できるだけ零細なものに回すべきではないかという御趣旨はよくわかります。それはやはり民間金融の補完としての政府金融機関というものと、こういう民間金融機関がどういうふうに補完関係にあるかということは考えていくべき問題ではなかろうかと考えております。

○荒木(宏)委員 ところが、私は特に重視しておりますのは、中小企業金融で、全国銀行あるいは相互銀行、信用金庫、政府関係金融機関いろいろあります。これらの各種金融機関が占めておる比率が、相互銀行、信用金庫は低下してきている。いま御指摘の政府関係の金融機関のほうも構成比としては下がつておる。

中小企業金融公庫の出した統計によりますと、相互銀行は昨年に比べて一七・四%から一六・八%

%、信用金庫は二〇・六%から二〇・一%、政府関係の金融機関三機関ともいずれもシェアは低下している。ただひとり全国銀行のみが構成比がふえてきている。ですから金融機関の公共性、ことに相銀、信金などの中小企業専門金融機関としてのあり方という点から考えますと、こういったようのですけれども、こういった傾向にあることを局長はどういうふうにお考えになりますか。

○吉田(太)政府委員 中小企業金融というのは、ひとり厳格な意味での中小企業、たとえば現在でございますと資本金が五千万以下の中小企業金融をやつておればいいということは私は考えません。むしろそういう厳格な意味での中小企業と、それからいわゆる大企業との中間に所在する中堅企業というのも、広い意味で中小企業として考えていくべきでございまして、そういう意味からいたしますと、それらの中小企業というものに対してできるだけ多様の機関がこれに手を差し伸べていくということこそ望ましいことではなかろうかと思います。

都市銀行がそこに入つてくることが、これは資金コスト、金利面からいっても、非常に相互、信金なんかに対する刺激材料にもなるわけでございまして、いい意味での競争原理が働くことによって、中小企業金融の分野が拡大していくということでおります。

○荒木(宏)委員 ところが、私は特に重視しておりますのは、中小企業金融で、全国銀行あるいは相互銀行、信用金庫、政府関係金融機関いろいろあります。これらの各種金融機関が占めておる比率が、相互銀行、信用金庫は低下してきている。いま御指摘の政府関係の金融機関のほうも構成比としては下がつておる。

中小企業金融公庫の出した統計によりますと、相互銀行は昨年に比べて一七・四%から一六・八%、信用金庫は二〇・六%から二〇・一%、政府関係の金融機関三機関ともいずれもシェアは低下している。ただひとり全国銀行のみが構成比がふえてきている。ですから金融機関の公共性、ことに相銀、信金などの中小企業専門金融機関としてのあり方という点から考えますと、こういったようのですけれども、こういった傾向にあることを局長はどういうふうにお考えになりますか。

○吉田(太)政府委員 これは机の上のきれいなことと言いますと、言い過ぎになるかもしれませんけれども、しかし、実際に小規模零細業者で金融の希望が非常に強いという場合には、都市銀行ではなくなかこれはめんどうは十分見切れない、実際見てもらえないというのが実情だらうと思うのです。私が言つてはいるのは、個々のその中小企業金融機関がどうだということではなくて、全体として全国銀行のほうが中小企業の上位のほうにまで入つてきている。それはまあ刺激にもなつてかえつていいじゃないか、こういう話ですけれども、そこへ今度は相互銀行、信用金庫のワクが上

位のほうへ向かつて開かれた。そうすると、そこ

で確かにこれはまあ競争原理、いろいろな刺激原理が働きましょう。しかし、実際に中小企業金融の中で約九割近い頭数の比率を占めている五百万以下の融資を受けている業者の人たち、こことのことはますますこの中小企業金融機関からも、それから全国銀行関係の金融機関からも、その分野での競争が激しくなるから取り残される危険があるのではないか。

そのことについて政府当局のほうも、それは行政指導の必要性を全く否定してはおられないわけですから、私の言つてはいるのは、こういったたいへんの傾向から見て、ことに強力な指導が必要なのではないか。制度調査会の指摘も、特段の配慮というふうにありますけれども、先ほど来他の議員からのお尋ねで、四十三年以來の行政指導の内容も伺いましたけれども、しかしこの際思い切つて、たとえば相互銀行については五百万円以下、九割近い件数の分野でわずか一五%というふうな比率を、せめて三割ぐらいに伸ばし、信用金庫については同じく二十数%というのをせめて半分近くにまで持つていくような行政指導、経営改善ということも、国民の皆さん零細な金融を確保するという点から見れば必要ではないか。もちろんこれは、採算性とかそういう法律のワク内という問題がいろいろありますから、先ほど来たように考えております。

○荒木(宏)委員 これは机の上のきれいなことと言いますけれども、この際、四十三年に出されたあの通達にもかかわらずこういう結果になつておる、これを異常と見るか見ないか、これはまあ見方の違ひかもしれないが、私はしかし、九割近い人たちがわずかこれだけしか受けられない、一人でも、そういうふうに思うのでありますけれども、非常に強いためには、都市銀行ではなくなかこれはめんどうは十分見切れない、実際見てもらえないというのが実情だらうと思うのです。私が言つてはいるのは、個々のその中小企業金融機関がどうだということではなくて、全体として全国銀行のほうが中小企業の上位のほうにまで入つてきている。それはまあ刺激にもなつてかえつていいじゃないか、こういう話ですけれども、そこへ今度は相互銀行、信用金庫のワクが上

伺つて理解をしておると思います。ただ、先ほど申し上げました百万円以下の貸し出しの金額が、すなわち百万円以下の零細な人であるかどうか、すなわち、それを即断していいものかどうかとなりますと、これは別だらうと思います。これは貸し出し金額が百万円ということを分けておるわけですが、ざいますので、おそらく大部分は、小さな貸し出し金額の人は零細な人だらうとは思います。しかし、小口に分散をするというような、あるいは資金需要が小口化しておった、四十二、三年と現在とは、同じ資金需要としても、一つのロットが大きくなつておるということも、経済情勢の変化に対応してあり得ることでもあるよう思ひます。したがいまして、これらの統計、私どもが貸し出し件数ということを申し上げられないのは、私どもが統計上十分な資料を持っておりませんので、はなはだ申しわけないわけでございますが、そういう意味では、必ずしもこの統計に即して私どもが指導する手のがかりになるかどうかがとなりますと、なお慎重を要する、かように考えております。

ただ、お考えの趣旨としては、そういう小口の人にできるだけ均てんさせていくということが調査会の答申でもござりますので、そういう趣旨に沿つての指導はこれからも十分やつていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○荒木(宏)委員 増本議員がお尋ねしましたときに、この貸し出し先の規模別の統計はない、これはかなり困難だというふうなお答えのように伺つたのであります。そこで先ほどから申しております、これは単に一件当たりの貸し出し金額ではなくて、名寄せをされたものでありますから、偽名を使えばこれは別でありますけれども、いま分散というお話をありましたけれども、普通は、そんなに手の込んだことは別といたしまして、大体一人の人にずっと貸し出す金額としては集合され金別の統計がなければ、これをもとにどういう融資分布になっておるかということを基礎に十分検

話をされて、調査会答申の趣旨にも沿い、いまお話しの、単に手がかりということからさらに進めで行政を行なわれるようになりたいわけですが、ちょうど大臣がお見えになりましたので、先ほど来お尋ねしておりましたことを集約しまして、ひとつ政治的な方針を伺いたいと思います。相銀、信金などの法律改正にからみまして、ちょうど統計によりますと、相互銀行の四十七年の融資対象一人当たりの融資金額が四百七十九万円、これは大蔵省のほうの統計でございます。信用金庫のほうが、融資対象一人当たりの平均が二百九十五万円ですから、どちらも平均が五百万円以下になつてゐるわけですね。

そこで、平均となつております五百万円以下を見ますと、融資対象者の比率は、相互銀行の場合には八七%、それから信用金庫の場合には八九%ですから、相銀、信金ともに約九割近い人たちが五百万円以下の融資を受けている人たちである。ところが、そこへ行つて資金量が、この統計によりますと、相互銀行ではわずか一五%余り、信用金庫では二六%余り。一方、上位のほうを見ますと、一億円以上の場合には、相互銀行では〇・九%しかありませんが、資金量のほうは三四%になつておられます。信用金庫のほうも、数字としては似たような傾向であります。

そこで、調査会答申にもあります、この上位シフトのないよう口小口金融ができるだけ十分にすら、こういった点から、単にいまいわれております五億円以上について規制をするとか、あるいはそれを上回った場合でも全体の資金量の二割以上にならないようにするとかいった規制方法だけではなく、必ずしも十分とは言えないのじやないか。

そこで、法律のワクが設けられた意味合いでありますとか、あるいはまた採算性の面もそれなりに考えた上で、相互銀行の資金の融資先が五百円以下といふところがせめて三分の一ぐらいにならぬと、一億円以上と同じ程度になり、信用金庫の場合にもせめて半分ぐらいになるように行政指導がされてはどうか、こういうことをお聞きしてお

たわけですが、大臣の政策御意見をお伺いしたいと思います。

○愛知国務大臣 確かに御指摘のとおり、金融制度調査会の答申の中にも触れられておるようになりますが、本来の庶民金融機関としての性格からいっておかしいことは御指摘のとおりでございますから、何とかそういう方向にならないよう行政的に指導をしてまいりたいと思います。ただ、たとえば四十七年三月において、法定融資限度額の五〇%相当額以上の融資の総融資量に占める割合を上位の十行と下位十行について見ますと、上位十行では四%、それから下位十行では一八%というような状況でありますことを参考になる点ではなかろうか、こう考えております。

○荒木(宏)委員 関連して、金融制度調査会の構成ですけれども、法律に根拠規定がありますが、たとえば利用者の大半を占める五百万元以下の融資を受けているような業者の人たちですね、こういう中小業者といいますか、小規模零細業者の代表の人たちを調査会のメンバーに入れられて、そして実際にそういった面で、産業、金融いろいろ経験があり、知識があり、関係業者からも審議会参加について強い要請がある、こういったような人たちを構成に加えられるということでも、調査会の答申をさらに充実したものにするためにも必要ではないか、というふうに思います。が、お入りになつておられる方、それから金融機関、学識経験者、それぞれ代表者がいるような領域での顔ぶれを検討なさるおつもりはありませんか。

○愛知国務大臣 まあ率直に申しまして、消費者代表というか、こういうところまでは、この金融制度調査会の性格、使命からいってちょっとどうかなとは思いますが、現に、委員の中に、たとえば氏家寿子さんというような方、日本女子大の先生ですが、それから国民生活センターの理事長というようなところもお入りいただいているようなわけでござりますから、適当な機会に適当

な方がおられれば、さらに広い範囲で考へるといふことにはやぶさかではございません。

○荒木(宏)委員 そういった一般的なお答えで、実際に方向がそういうほうへ進むことを強く期待しておりますのですが、たとえば特定の名前を申し上げるとどうかと思いますが、たとえば特定の名前をしておるのでありますけれども、今度の国会でも、買い占め、投機が大きな問題になって、そこへ召喚を受けて出頭された某商社の代表者の方などがお入りになつてゐる。これは社会的な指弾、糾弾というのは立場見方によつていろいろありますから一がいにいえないかもしれません、しかし、この時期にそういうような指摘をされることは必ずしも好ましいとはいえないし、また貸す側の協会の代表者がお入りになつてゐます。

だとすれば、借りる側の公正な意見を代表するよともかくにも受けでおるような関係の方がおられるることは必ずしも好ましいとはいえないし、また運用の点で十分に御理解をいただきたい、こう思ひます。

それから、大臣がおられる時間があまりないようではありますから、今度は、相銀、信金、金融機関に働く従業員の人たちの労働条件の中で、いま問題になつております役席者の時間外手当の問題をひとつ伺つておきたいと思うのですが、これは本年になりましてからも、相互銀行の関係では、銀行局の中小金融課長さんでありましたか、関係の組合のほうから御相談したそうでありますし、それから地方銀行の関係では、銀行局長に前必要と請もしたと伺つておるのであります。が、実態をよく調べて善処をする、労働省にも連絡をとつた上で善処をする、こういう返事を伺つておるようであります。が、その後の調査の結果はどうであつたかということを、初めに一言伺つておきたいと思ひます。

○吉田(太)政府委員 いまのお話の点につきましましては、各銀行でそれぞれが、地域によつても慣習が違うというようにも聞いておりますので、それらの労働基準監督署の見解を確かめてやるよう

に、各銀行に注意を喚起しておきました。具体的

にどうであったかということについては、現在の段階では、まだお答えする材料を持っておりません。

○荒木(宏)委員 これは前に当該の組合のほうからいろいろ御相談をしたときに、善処をするといふ御返事があつたように私は聞いておりますので、それはそれで大いに期待をしておるわけあります。

地域の慣習がいろいろ違つておるというお話を

ですが、これは全くそういう性質のものじゃないと思うのですよ。労働基準法ではつきりきまつておる問題でありますし、ことに銀行の公共性とかあるは信用というふうな問題から申しまして

も、また預金者へのサービスという営業の点からいつも、戦後労働基準法が設けられてもう二十余年になるわけですから、いまごろまで放置されおるような問題ではなかろうと思うわけで

そこで、労働省の労働基準局の担当の方にお伺いをいたしますが、相互銀行、信用金庫、あるいは全国銀行も同じでありますけれども、支店長代理だとかあるのは次長さん、また本店でいえば課長代理だとか課長さんとか、労働組合の組合員である人たちも多いのですけれども、こういった人たちの時間外労働について、労働基準局のほうはどういうふうな方針を出していらっしゃるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 労働基準法では、先生も御高承のように、四十一条という規定がございまして、管理、監督の地位にあられる方については、基準法上の労働時間、休日、休憩等に関する規定が適用されないことになっております。したがいまして、それの方々が一日八時間、週四十八時間をこえて時間外労働をされる場合に、三十六条の協定がなければならないとか、あるいはそういう時間外労働をされた場合に二割五分の割り増し賃金を払わなければならないという規定は、これらの方には適用がないわけでございます。

ところで、管理、監督の地位にあるという方はどういう方がそれに該当するかということになりますと、これは数多くの企業で、部長だと課長

だとか参事だとかあるいは支店長代理だとか、いろいろな役職の名称がござりますけれども、名称によって一がいにどうだというふうに線を引くことはできないわけでございまして、企業によりま

して、同じ名称を設けておりましても、その企業内における権限等に非常な違いがあるわけでござります。

そこで私どもは、その名称によって、どういう名前の方はそれに当たるとか当たらないとかいうことは申しておらないわけでございまして、この管

理、監督の地位にあるというのに該当する人々は、その実態から見て、労働条件の決定とかある

いはその他労務管理について経営者と一体の立場にあるような人々、そういう立場に基づいて出勤その他の勤務時間について厳格な規制を受けない

ような人々、これがこの基準法の四十一条の管

理、監督者というふうなことには該当するわけなので、実態によってそれに当たるか当たらないかを判断する

ように、こういう指導をしているところでございまます。

○荒木(宏)委員 大臣が退席なさるそうでありますから、一言伺つておきたいのですが、大蔵省としては、金融機関に対する監督をなさる立場として、役場の実態によって労働基準法上の時間外手当の支給をなすべきであるかどうかをきめる、

労働省はこういう見解のようでありますけれども、それをさらに現場に当てはめて、いま若干労働省のほうで言われたような基準に従つて、これ

は、たとえば出勤時間が一応きまつていて、もちろん退社の時間もきまつていて、こういうのはい

ま、出退勤に厳格な規制を受けない、それから労務管理について経営者と一体的な立場にあ

る、この二つの指標を示されたわけですが、これをもう少し具体的に言いますと、前者について

は、たとえば出勤時間が一応きまつていて、これ

は経営者と一体をなす者ではないという実態の判断ができたときには、時間外手当が払われるべき

だというふうな行政指導をなさる御用意があるかどうか。私は当然そういうふうになさるべきだと

思うのでありますけれども、実情をよく調査をして、そういう実情にあるということがはつきりしましたときには、大蔵省としてはそういう方針をとら

いたいと思います。

○愛知国務大臣 これは事務的な問題よりもむしろ政治的に判断すべき問題だらうと思いますけれども、一つは、銀行行政といいますかその面の問題としては、労使関係はやはり中立的に、第三者に律するといふことが一番ふさわしいことでは

ないか、一般論としてはそう考えております。

それから具体的には、いま労働省の渡邊局長か

らも説明がありましたけれども、私は、金融機関として何が一律に線を引けるような考え方ができるならば、前向きに検討していいのじやないかと考えております。たとえば銀行といいますか金融機関の場合は、よくPPといわれておりますけれども、小切手など署名する、そのところなどが私は常識的に一つの境界じゃないかと思います

が、局長から御答弁しましたように、実態を見ますと、銀行によつて、あるいは大小の企業等によつて、これもすいぶん違うようでござります。

そういうことでまだもたもたしているのが現状でございますが、何か適切な方法があれば私は前向きに対処してしかるべきものである、こういうふうに考えております。

○荒木(宏)委員 そこで、いまの大臣の御答弁を受けて局長にお尋ねをいたしますが、その前に労働省にもう一つ伺つておきたいのです。

いま、出退勤に厳格な規制を受けない、それから労務管理について経営者と一体的な立場にあ

る、あるいはタイムレコードがある、そして三十分おくれたり四十分おくれたりするのがずっと

続くとぐあいが悪くなつて注意を受ける、こう

いった立場に置かれている人は、それなりに出退勤の厳格な規制を受けているというふうに言える

ことですから、もう少し詳しく伺つておきたい

のでありますけれども、たとえば出勤簿が備えつけてあ

る、あるいはタイムレコードがある、そして三

十分おくれたり四十分おくれたりするのがずっと

続くとぐあいが悪くなつて注意を受ける、こう

いった立場に置かれている人は、それなりに出退勤の厳格な規制を受けているというふうに言える

のじやないでしようか。そういうふうに見て律する

といふと、これはやはり一つの指標になると思

うのですけれども、そういう見方で考えてもらひたいんじゃないかなと思いますが、いかがでしようか。

〔委員長退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

○荒木(宏)委員 そうしますと、実態によるといふことですから、もう少し詳しく伺つておきたいのでありますけれども、たとえば出勤簿が備えつけてある、あるいはタイムレコードがある、そして三十分おくれたり四十分おくれたりするのがずっと続くとぐあいが悪くなつて注意を受ける、こういった立場に置かれている人は、それなりに出退勤の厳格な規制を受けているというふうに言えることではないでしようか。そういうふうに見て律するといふと、これはやはり一つの指標になると思うのですけれども、そういう見方で考えてもらひたいんじゃないかなと思いますが、いかがでしようか。

○渡邊(健)政府委員 ただいまも申しましたように、管理、監督の立場にある人でも、たとえば会社の普通の一般的な事業場における工場長とか部長とか、こういう人たちでも、場合によれば、やはり出勤簿等がある場合があるのであります。しかし、やはり管理者という立場からして、ときに経営者という立場の仕事から出勤時間がおくれる、そういうことがあっても一般的の従業員のように直ちに賃金を差し引いたり、あるいはそれによって勤務上の特別な処置を受けたりしな

はタイムレコーダーを押すことになっているところだけでは、直ちに勤務時間についての規制を受けているんだということにはならないわけですが、いまして、やはりこれも出勤簿がある、あるいはタイムレコーダーを押しているというだけではなくて、その企業の中で、そういう人たちについて出勤時間等についてどの程度一般従業員と同じ取り扱いをされているか、あるいは場合によって別個に取り扱いをされているか、そういう実態によって判断すべきであろうと考えるわけでござります。

出勤簿は判を押すことになっている。しかし、經營者と一体的な立場で、必ずしも出勤時間が一従業員より三十分おくれたからといって、賃金カットをされたり、あるいはそれによって遅刻が多いというようなことで勤務上の処置をされない、一応勤務のめどとして出勤簿は判を押すけれども、一般的の従業員と異なった取り扱いをされているというような場合には、出勤簿がある、あるいはタイムレコーダーの打刻があるというだけでは管理監督者でないんだ、そうは言えない面もあるわけでございまして、やはりそういう実態で判断すべきだということを申し上げているわけですがございます。

銀行に各地区の労働基準監督署と連絡をよくとり、その見解に従うようにというように指導をしておるわけでございりますので、そのことがいまの先生の御趣旨に沿うゆえんではなからうか、かよううに考えております。

の判断というものがいるのではないか。そして実際の経営者と一体をなすような者たとえば取締役会のメンバーであるとか、これは普通に考えて出勤簿に判を押しませんわね。そしてその出退はそれぞれ經營上のことがあるから自由になっていますよ、常識的に考えて。だけれども、タイムレコード一ダードに打刻をし、出勤簿に判を押し、おくれると気がねをし、言いわけをするというようなことになると、これはやはり時間規制を受けておるといふふうな社会常識、社会通念ではないかと思うのです。

ですから、そういうふうな点から、二十二年九月十三日の局長の通達ですか、こういう立場はそのまま現在も引き継がれておる、こういうふうに伺つてよろしいわけですね。そうですね。

○渡邊(健)政府委員 二十二年の通達は、いまあこの考え方でおるわけでござります。

ただ、私が申し上げましたのは、たとえば工場

○渡邊(健)政府委員 おっしゃるように、雇い入れ、解雇あるいは労働条件の決定、昇給、昇格などといったようなことが労務管理の最も重要な問題であります。が、決定権ということになりますと、場合によれば工場長なども人事の問題については内申をするだけで、本社が最終的には決定をする場合があるわけでございます。しかし、本社がそういう場合に決定権を最終的には持っているとして、も、それは幾つかの工場の間の調整をはかるために本社が最終の決定権を持つておるけれども、実質は特に調整の対象にならないような場合には工場長なりの内申等によって実質的には行なわれてているというような場合には、形式的な決定権は本社にあつたとしても、やはりその工場長が労務管理上の経営者と一体的な立場であるといふことは言えると思うわけでございます。したがいまして、実質的なそういう労務管理上の諸権限の

実質的な人事権なりの点から判断をして、そうしてどんどん解決するよう前に向きに事を處理されると用意があるかどうか、この点をはつきりしていただきたい。

○渡邊(健)政府委員 私どもは、先ほど申しましたように、二十二年の通達によつてこの基準法四十一条を運用しておりますので、具体的な問題が起きました場合には、その通達の趣旨に従いまして実態を十分調へました上で処置をするようにも地方に指導をいたしておるわけでございます。

○荒木(宏)委員 そこで、銀行局長にお尋ねをしますが、それぞれの金融機関内の実情はよく御存じだと思いますけれども、大蔵省のほうにもこのこといろいろ要請も重ねておるようになっておりますけれども、いま労働省のほうで言われたような方針で解決が促進されるようにならんとして監督指導を強化していただきたいと思いますが、いかがでしようか。

いただきたいという感を非常に強くしましたし、それから時間外手当の問題でも、労働省のほうの説明を伺いますと、むしろ時間外手当を支給しないでもいいような形の答弁をされておるような筋もあるわけであります。そういう点で、いま相互銀行では、全国の中で実際に支給しておるのは三行しかありません。御承知かと思りますけれども、事業規模としてはむしろ低いほうの三十位の富山、三十七位の殖産、六十八位の東陽、三つかりませんで、ほとんどすべての相互銀行信用金庫あるいは地方銀行にわたってこの問題が起こつておるわけでありますから、先ほどのいただいた答弁の趣旨に沿つて、現場のこういう金融機関の従業員の人たちの労働条件をしっかりと確立する、そして公共性、銀行の信用保持という点からも、労働省も大蔵省とともにそういう方向で早急に解決をしていただきたいということを強くお願いをして、質問を終わります。

○吉田(太)政府委員 私どももいたしましても各銀行に各地区の労働基準監督署と連絡をよくとり、その見解に従うようにというように指導をしておるつでござりますので、そのことばがまことに

○鶴田委員長 次回は、來たる十一日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開會することとし、本日は、これにて散会いたします。

第六号中正誤		第七号中正誤		同		段行誤		段行誤		正	
						七 一 三	三 一 工場再配置	七 一 三	三 一 工場再配置	七 一 三	三 一 工場再配置
二〇九九九八八八七六五四三三二二	二一三二一四三三二二二三四一四一	段	二〇九九九八八八七六五四三三二二	二一三二一四三三二二二三四一四一	段	二〇九九九八八八七六五四三三二二	二一三二一四三三二二二三四一四一	段	二〇九九九八八八七六五四三三二二	二一三二一四三三二二二三四一四一	段
一三三未末未未未七六七	近効誘道おりやすミニマムなり	正	一三三未末未未未七六七	近効誘道おりやすミニマムなり	正	一三三未末未未未七六七	近効誘道おりやすミニマムなり	正	一三三未末未未未七六七	近効誘道おりやすミニマムなり	正
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		わ	わ	わ	わ	わ	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		だらうか	だらうか	だらうか	だらうか	だらうか	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		さうに	さうに	さうに	さうに	さうに	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		わけ	わけ	わけ	わけ	わけ	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		大い	大い	大い	大い	大い	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		だらう	だらう	だらう	だらう	だらう	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		一言して	一言にして	一言にして	一言にして	一言にして	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		おっしゃて	おっしゃって	おっしゃって	おっしゃって	おっしゃって	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		おつしやて	おつしやって	おつしやって	おつしやって	おつしやって	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		わけ	わけ	わけ	わけ	わけ	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		再会	再会	再会	再会	再会	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		関東に秋田	関東に秋田	関東に秋田	関東に秋田	関東に秋田	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		ごでさいます	ごでさいます	ごでさいます	ごでさいます	ごでさいます	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		わけ	わけ	わけ	わけ	わけ	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		再開	再開	再開	再開	再開	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		関東、秋田	関東、秋田	関東、秋田	関東、秋田	関東、秋田	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		でござります	でござります	でござります	でござります	でござります	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		わけ	わけ	わけ	わけ	わけ	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		○増本委員	○増本委員	○増本委員	○増本委員	○増本委員	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		評価	評価	評価	評価	評価	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		だとい	だとい	だとい	だとい	だとい	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		う	う	う	う	う	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		いうもの	いうもの	いうもの	いうもの	いうもの	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		ます。	ます。	ます。	ます。	ます。	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		ことに	ことに	ことに	ことに	ことに	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		近郊	近郊	近郊	近郊	近郊	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		それによる	それによる	それによる	それによる	それによる	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		おります	おります	おります	おります	おります	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		誘導	誘導	誘導	誘導	誘導	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		ミニマムな	ミニマムな	ミニマムな	ミニマムな	ミニマムな	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		二一・三%	二一・三%	二一・三%	二一・三%	二一・三%	
たしたわけでい	たしたわけでい		いたしたわけで	いたしたわけで		質疑続行	質疑続行	質疑続行	質疑続行	質疑続行	

正規	価格形成	大幅	かたくな	金体	近郊
○広瀬(秀)政府	○広瀬(秀)委員	限度額	いたしました。	エネルギー	そういう あるから
○広瀬委員	○広瀬(秀)政府	すべき	いたしました。	常識である	あるとが、 あるか
府政保証借入金	府政保証借入金	退職金	いたしました。	エネルギーを	あるとが、 あるから
処理に	処理と			常識である	あります。
事項	事項で			大体	あります。
ことだ	ことだと			先ほど	どうですか
でござりますし、	もござりますし、			あります	ございます。
自体	動き			事務室	事務屋
自對	自對			買賣	売買
元云六二	元云三二			今間	今回
未二	未三			末七行	事務屋
未三	未四			六三	先ほど
未四	未五			七三	あります
未五	未六			八三	どうですか
元云	元云			九三	近郊
行	行			十	末二
段	段			十一	三五
同	同			十二	二二
第九号中正誤				十三	二二
				十四	二二
				十五	二二
				十六	二二
				十七	二二
				十八	二二
				十九	二二
				二十	二二



第一類第五号

大蔵委員会議録第三十三号

昭和四十八年五月九日

昭和四十八年五月二十一日印刷

昭和四十八年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N